

分類番号：	A-A3-A37	開示	部開	不開			
作成年月日：	2011.3.8	担当者	○				
取得年月日：							
保存期間：	3年	区分：1	2	3	4	⑤	6
廃棄期日：	2014.12.31	理由：協議に関する情報					
本紙を含め：	枚・冊						

官房長	審議官	文書課長	法令審査官	部員等
了	了	了		    

法令協議等について (23. 3. 8)

1 件名	行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律（案）について（再協議）
主管官庁	内閣官房
今後の予定	閣議 3月15日（火）（予定）
2 骨子	本件は、国の行政機関及び独立行政法人等に関する情報公開制度を充実した内容のものとするため、開示情報の拡大、開示決定等の期限の短縮、内閣総理大臣勸告制度の導入、事後救済制度の強化等の所要の措置を講ずるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正するものである。
3 問題点等	改正法第21条及び第24条を削除すること並びに第5条ただし書の判断基準や運用要領等について意見を提出し、内閣官房から大臣間協議の結果を受けて作成された合意文書（案）を踏まえた回答を得た。 ※意見提出元：大臣官房文書課情報公開室
4 今後の対応	内閣官房からの回答を踏まえ、再意見なしとして処置したい。

法令協議第82号／担当 太郎田

各局等回答状況

大臣官房秘書課	：意見なし	大臣官房訟務管理官付	：意見なし
文書課総括班	：意見なし	防衛政策局防衛政策課	：意見なし
文書課情報公開・個人情報保護室	：再意見なし	運用企画局事態対処課	：意見なし
文書課環境対策室	：意見なし	人事教育局人事計画・補任課	：意見なし
文書課防衛省図書館	：意見なし	経理装備局会計課	：意見なし
大臣官房企画評価課	：意見なし	地方協力局地方協力企画課	：意見なし
大臣官房広報課	：意見なし		

大臣官房文書課 法令審査 御中

大臣官房秘書課

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律（案）について（回答）

標記について、秘書課として意見ない旨回答する。

秘書課担当 渡辺（20218）

事務連絡
23.3.7

大臣官房文書課法令審査 御中

大臣官房文書課総括班

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を
改正する法律（案）について（回答）

標記について、文書課総括班として意見等なき旨回答します。

大臣官房文書課総括班担当 永田（20231）

関連文書：法協第82号（23.3.7）

分類番号：	A-A3-A37		開示	部開	不開
作成年月日：	2011.3.8			○	
取得年月日：					
保存期間：	3年	区分：1	2	3	4
廃棄期日：	2014.12.31			⑤	6
本紙を含め：	1枚・冊	理由：協議に関する情報			

事務連絡
23.3.8

大臣官房文書課（法令審査）御中

大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律（案）
について（再協議に対する回答）

標記について、大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室として再意見なき
旨回答する。

関連文書：法令協議82号

事 務 連 絡

2 3 . 3 . 7

大臣官房文書課（法令審査）御中

大臣官房文書課環境対策室

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する
法律（案）について（回答）

標記について、大臣官房文書課環境対策室として意見ない旨回答いたします。

事 務 連 絡
2 3 . 3 . 7

大臣官房文書課（法令審査） 御中

大臣官房文書課防衛省図書館

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律
(案)」について (回答)

標記について、意見等ない旨回答する。

分類番号：A-A8-A80 作成年月日：2011.3.7 取得年月日： 保存期間：1年未満 廃棄期日：2012.2.21 本紙を含め 1枚		開示	部開	不開
	担当者		○	
	区分：1 2 3 4 ⑤ 6			
	理由：協議に関する情報			

事務連絡
23.3.7

大臣官房文書課（法令審査）御中

大臣官房企画評価課

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律
（案）について

標記について、企画評価課として意見なき旨回答する。

担当：大臣官房企画評価課 井戸本（20258）

分類番号：	A-A9-A90		開示	部開	不開
作成年月日：	2011.3.7	担当者	○		
取得年月日：					
保存期間：	3年	区分：1	2	3	4
廃棄期日：	2014.12.31	理由：	5	6	
本紙を含め：	1(枚)冊				

事務連絡
23. 3. 7

大臣官房文書課(法令審査) 御中

大臣官房広報課

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律
(案) について (回答)

標記について、大臣官房広報課として意見なき旨回答する。

関連文書：法協第82号 (23. 3. 7)

分類番号：	A-Ac-Ac0		開示	部開	不開			
作成年月日：	2011.3.7	担当者		○				
取得年月日：								
保存期間：	1年	区分：	1	2	3	4	⑤	6
廃棄期日：	2012.12.31	理由：	協議に関する情報					
本紙を含め：	枚・冊							

事務連絡

23. 3. 7

大臣官房文書課（法令審査）御中

大臣官房訟務管理官付

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律
（案）について（回答）

標記について、大臣官房訟務管理官付として意見なき旨回答する。

関連文書：法令協議第82号

分類番号：	B-B0-B00		開示	部開	不開
作成年月日：	2011.3.7	担当者		○	
取得年月日：					
保存期間：	1年	区分：	1	2	3
廃棄期日：		理由：	4	⑤	6
本紙を含め：	1枚・冊	協議に関する情報			

事務連絡
23.3.7

大臣官房文書課（法令審査）御中

防衛政策局防衛政策課

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律
（案）について（再協議）（回答）

標記について、防衛政策局として意見なき旨回答する。

事務連絡

23. 3. 7

大臣官房文書課(法令審査) 殿

運用企画局事態対処課

【法協第82号・内閣官房】行政機関の保有する情報の公開に
関する法律等の一部を改正する法律(案)について(回答)

標題に関して、当局より意見はございません。

運用企画局事態対処課 宇藤恭士 (20512)

事務連絡

23. 3. 7

大臣官房文書課（法令審査）担当 殿

人事教育局人事計画・補任課担当

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律（案）
について（回答）

標記について、人事教育局として該当ない旨回答します。

担当：和田（20653）

分類番号： E-E0-E01		開示	部開	不開
作成年月日： 2011.3.7	担当者		○	
取得年月日：				
保存期間： 3年	区分：1 2 3 4 ⑤ 6			
廃棄期日： 2014.12.31	理由：協議に関する情報			
本紙を含め 1枚				

事務連絡
23. 3. 7

大臣官房文書課（法令審査） 御中

経理装備局会計課

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する
法律（案）について（回答）

標記について、経理装備局として意見なき旨回答する。

関連文書：法令協議第82号

分類番号：F-F0-F00		開示	部開	不開		
作成年月日：2011.3.7	担当者		○			
取得年月日：						
保存期間：3年	区分：1	2	3	4	⑤	6
保存期間満了時期：2014.12.31	理由：協議に関する情報					
本紙を含め：1枚一冊						

事務連絡
23.3.7

大臣官房文書課（法令審査）御中

地方協力局地方協力企画課

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律
（案）について（回答）

標記について、地方協力局として質問及び意見なき旨回答する。

関連文書：法協第82号（23.3.7）

事務連絡

平成23年3月8日

防衛省 御中

内閣官房情報公開法改正準備室

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案
について (回答)

標記について3月7日付で提出のあった御質問、御意見に対し、別添のとおり回答いたします。

<今後の予定>

閣 議：3月15日(火)(予定)

[本件連絡先]

内閣官房情報公開法改正準備室

担 当：野澤、脇

電 話：03-6910-0201

FAX：03-3504-1833

E-mail：g.johokokaiho.kaisei@cas.go.jp

1 裁判所のインカメラ審理の導入関連

第24条を削除していただきたい。

(また、第22条及び第23条については、第24条を削除しても、なお条文を設けておくべきか否かについては再検討されたい。)

(理由)

今回の情報公開訴訟に関する規定の整備については、開示請求者の事後救済を確実にを行うためのものと理解するが、そもそも我が国の防衛に関する情報については、そのような趣旨の下で、裁判所の関与をわざわざ法律に規定することは適当ではない。

(回答)

インカメラ審理規定については、3月2日付ご意見で松本政務官から示された防衛省の御意見及び、不同意事由に防衛上の利益が害される場合を明記する必要があるとの北澤防衛大臣のご意向を踏まえ、被告の同意がない場合はインカメラ審理の実施ができないこととする(24条1項)とともに、同条2項で「被告は、当該行政文書を裁判所に提出し又は提示することにより、国の防衛若しくは外交上の利益又は公共の安全と秩序の維持に重大な支障を及ぼす場合その他の国の重大な利益を害する場合を除き、同項の同意を拒むことができないものとする。」とさせて頂きました。

2 内閣総理大臣の勧告関連

第21条を削除していただきたい。

(理由)

情報公開審査会がこれまで通り機能しながら、行政機関が答申どおりに対応しないこと等をもって、行政機関の長が責任を持つべき情報公開に関する業務に、内閣総理大臣の関与を持ち出すことは適当ではない。

(回答)

応じられない。

(理由)

大臣折衝の結果を踏まえ、21条の勧告については、再協議において示させて頂いた原案どおりとさせて頂きたいと思っております。

3 手数料の原則廃止

第5条のただし書についての判断基準や運用要領については、当省と協議

の上、速やかに作成していただくことを確約願いたい。

(回答)

本規定については、これに基づくガイドラインの策定を予定している。濫用的請求についてのガイドラインについては、「行政透明化検討チームとりまとめ」にも策定すべき旨記述があるところである。当該ガイドラインについては、改正法の施行期日を踏まえ、各府省庁と協議したうえで策定させていただきたい。

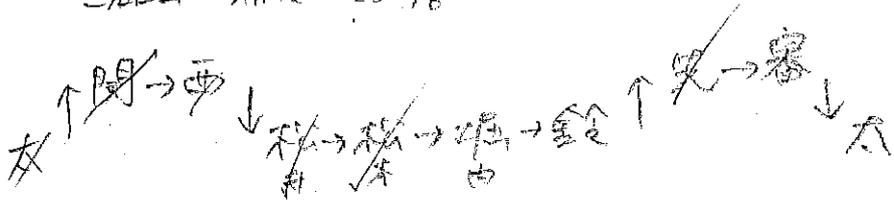
4 その他

法改正後の具体的な運用について、情報公開に関する実務に支障を来すことがないよう、具体的な運用要領については、当省と協議の上、速やかに作成していただくことを確約願いたい。

(回答)

本改正後の具体的な運用については、これに基づくガイドラインの策定を予定している。当該ガイドラインについては、改正法の施行期日を踏まえ、各府省庁と協議したうえで策定させていただきたい。

大臣の指示を受けた意見です。(課長)
ご確認をお願いします。



事務連絡
23.3.7

内閣官房情報公開法改正準備室 担当官 殿

防衛省大臣官房文書課

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律(案)
について(意見)

標記について、下記のとおり意見を提出します。

記

1 裁判所のインカメラ審理の導入関連

第24条を削除していただきたい。

(また、第22条及び第23条については、第24条を削除しても、なお条文を設けておくべきか否かについては再検討されたい。)

(理由)

今回の情報公開訴訟に関する規定の整備については、開示請求者の事後救済を確実にを行うためのものと理解するが、そもそも我が国の防衛に関する情報については、そのような趣旨の下で、裁判所の関与をわざわざ法律に規定することは適当ではない。

2 内閣総理大臣の勧告関連

第21条を削除していただきたい。

(理由)

情報公開審査会がこれまで通り機能しながら、行政機関が答申どおりに対応しないこと等をもって、行政機関の長が責任を持つべき情報公開に関する業務に、内閣総理大臣の関与を持ち出すことは適当ではない。

3 手数料の原則廃止

第5条の但し書き^付についての判断基準や運用要領については、当省と協議の上、速やかに作成していただくことを確約願いたい。

4 その他

法改正後の具体的な運用について、情報公開に関する実務に支障を来すことがないよう、具体的な運用要領については、当省と協議の上、速やかに作成していただくことを確約願いたい。

御 意 見

園田大臣政務官におかれては、昨日、防衛省の意見を聞いていただき機会を設けていただき、また、本日は、早々に、御回答をいただき、誠にありがたく存じます。

昨日申し上げた当省が懸念する問題点のうち、①手数料の原則廃止と②内閣総理大臣の同意及び措置要求に関しては、現在の改正案を修正する新たな案をいただき、大変感謝しております。これら新たな案については、当省の懸念を払拭し得るものと評価しており、今後大臣に了解を得たいと考えております。

他方、裁判所のインカメラ審理の導入に関しては、頂いた御回答では「防衛秘密や特別防衛秘密など機密性の高い情報についてインカメラ審理が行われることはまれである」とされ、また、当省の事務方に御説明いただいた内容もお聞きしましたが、当省としての懸念を払拭するには至っておりません。したがって、改めて御意見を提出させていただきますので、なにとぞよろしくお取り計らい願います。

平成二十三年三月二日

防衛大臣政務官

松本大輔

事後救済制度の強化（裁判所のインカメラ審理導入）（第24条関係）について

（意見）

改正案第24条第1項に、以下の但し書きを追加していただきたい。

「ただし、公にすることにより国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき十分な理由がある情報（又は第5条第3号に規定する情報）についてはこの限りではない。」

（理由）

1 御回答に示していただきましたが、裁判官の守秘については、一定の制度的な担保がされていると評価いたします。しかしながら、可能性はたとえまれであっても、裁判所が特に必要と認めるときは、裁判所に対して防衛秘密等に指定された情報を提出することとなりますが、各地に所在する裁判所においては、防衛上の秘密に接するための適格性審査を含め、秘密保全上の措置につき当省の懸念は払拭されておられません。

また、裁判官以外の者で防衛秘密を取り扱うことを業務としない者が当該情報に接することも排除されません。この場合、これらの者が防衛秘密を漏洩したときには、他の省にも存在するいわゆる省秘と同様の罰則しか適用されないこととなり、防衛秘密を厳格に保全する上では、甚だ不十分であると考えます。

こうしたことから、裁判所において防衛上の秘密に関する十分な保全措置が講じられていない以上、これら情報について裁判所のインカメラ審理を導入することは適切でないと考えます。

2 他方、米国やNATOとの秘密協定に基づき提供された秘密情報については、御説明したとおり、裁判所に提出するにあたって、米国等から事前の承認を求めることとなります。この場合、例えば米国においては安全保障上の情報で秘密に指定されたものは裁判所が審査できないとされていること等を踏まえれば、事前の承認がなされない可能性が高いと考えております。

したがって、制度として裁判所がインカメラ審理をできることとなっているにもかかわらず、改正案を審議している現時点から、可能性はたとえまれであっても、行政機関が一定の場合にはこれを拒否する可能性が高い（当初から一定の場合には制度の実効性が確保できない）ことが判明している以上、法律上、こうした一定の場合を除くこととすることが適切であると考えます。

御 意 見

本日、夕刻、政務三役会議を開催し、情報公開法改正に関する調整状況について説明をし、今後の当省の方針について協議を行い、防衛大臣の指示をいただきました。その指示に従い、当省としての意見を提出させていただきます。

はじめに、前回の御意見で提出させていただいた裁判所のインカメラ審理の導入に関しては、前回の意見どおり、当省としては、法第5条第3項に規定された情報については適用除外としていただくことをお願いいたします。

次に、手数料の原則廃止と内閣総理大臣の同意及び措置要求については、前回の御意見にも書かせていただきましたが、新たな改正案について、防衛大臣の了解を得るための意見交換を行いました。その結果、新たな改正案により当省の懸念は一定程度払拭できるとの評価で一致はしたものの、それぞれについて、なお防衛行政に対する支障の可能性があり得るので、別添のとおり、必要な意見について提出することとなりましたので、御査収いただきたく存じます。

他方で、今回の情報公開法の改正については、当省のほか、外務省、警察庁等と調整途上と承知しており、論点についてもほぼ共通しているものと承知しております。したがって、より充実した改正案にするための作業を短期間で効率良く行うため、合同での調整・とりまとめを提案させていただきますので、よろしくお取り計らい願います。

平成二三年三月四日

防衛大臣政務官

松 本 大 輔

1 手数料の原則廃止関連

① 手数料

- ・ 安易な開示請求を防止するため、商業的請求以外は手数料を廃止するのではなく、少額でも手数料を取る方向での見直しに関する再検討をお願いできないか。

② 権利の濫用防止

- ・ 新たな改正案の但し書き中「当該開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するとき」は行政機関の長の責任をもって認めるものと考えますが、但し書きが実際に十分に機能するよう、より具体的な判断基準について法令レベルで明示していただきたい。

③ その他

- ・ 各府省等の合意の下で、手数料に関する新たな改正案が十分に機能するために必要な措置をでき得る限り速やかに作成し、改正法施行までに確実に講じていただきたい。

2 内閣総理大臣の同意及び措置要求関連

① 総論

- ・ 情報公開開示の個別具体的な判断に関する最終的な責任は行政機関の長にあり、内閣総理大臣がこれに関与することには、制度論としてなお疑問が残り、この点について再検討できないか。

② 内閣総理大臣への通知

- ・ 御回答時に御説明があったとおり、内閣総理大臣への通知の際には、情報開示請求者に対する決定書を通知するのみであり、防衛上の秘密（防衛秘密及び特別防衛秘密）を示す必要がないことを御確約いただきたい。

③ 内閣総理大臣の勧告

- ・ 新たな改正案において、内閣総理大臣が勧告を行う場合の具体的な判断基準について法令レベルで明示していただきたい。
- ・ 内閣総理大臣が勧告を行う際にインカメラ審理が行われるならば、内閣総理大臣以外の者が防衛上の秘密に接する可能性が排除できない場合には、防衛上の秘密の保全措置が防衛省におけると同等と認められる程度にまで講じられることについて確実に保証していただきたい。

④ その他

- ・ 各府省等の合意の下で、新たな改正案に関する詳細な手続きについて、でき得る限り速やかに作成していただきたい。

情報公開法の改正に関する問題点について

1 手数料の原則廃止(第16条関係)

- 受益者負担の原則に反し、安易な情報開示請求を促すこととなり、濫用請求の増加を招く可能性(商業的請求の識別困難)。
- 他の改正案の措置(開示決定等の期限の短縮、特例延長規定の見直し等)とあいまって、作業量が格段に増加する可能性。

2 内閣総理大臣の同意及び措置要求(第21条関係)

- 個別具体的な情報開示に関する責任について、行政機関の長ではなく、内閣総理大臣が負うこととなる可能性。
- 防衛に関する秘密保全上の支障あり。※

3 事後救済制度の強化(裁判所のインカメラ審理導入)(第24条関係)

- 防衛に関する秘密保全上の支障あり。※

防衛省における秘密制度

いわゆる省秘密(自衛隊法第59条、国家公務員法第100条等)(自衛隊法:昭和29年7月1日施行)

☆職務上知り得た秘密

(罰則) 1年以下の懲役又は3万円以下の罰金

未遂犯・過失犯は処罰せず(国外犯は処罰せず)

(対象) 自衛隊員、国家公務員

防衛秘密(自衛隊法第96条の2)(平成14年11月1日施行)

☆自衛隊についての一定の事項であつて、公になっていないものうち、我が国の防衛上特に秘匿を要するもの(自衛隊の運用や防衛力整備等)

(罰則) 5年以下の懲役等

未遂犯・過失犯も処罰(国外犯も処罰)

(対象) 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者

- ・防衛省職員
- ・国の行政機関のうち防衛に関連する職務に従事する者
- ・防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者

特別防衛秘密(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法)(昭和29年7月1日施行)

☆米国から供与された装備品等の性能等に関する事項等で、公になっていないもの

(罰則) 10年以下の懲役等

探知・収集罪も規定、未遂犯・過失犯も処罰(国外犯は処罰せず)

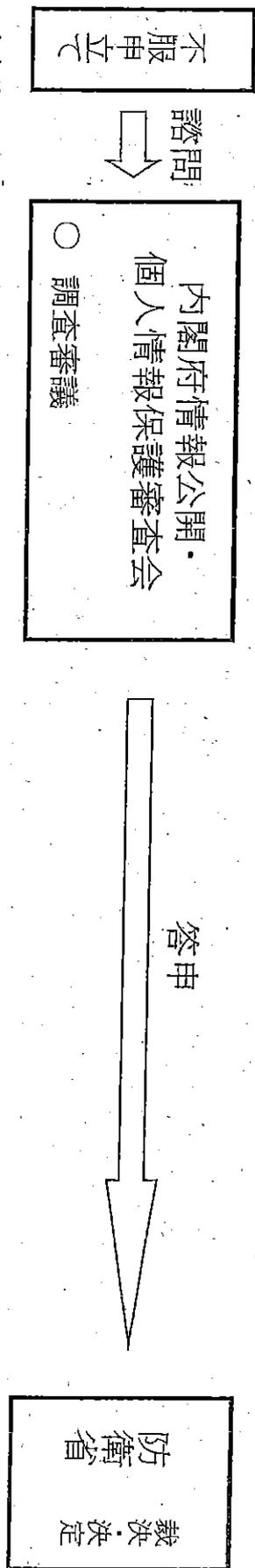
(対象) 一般国民も対象

別表第四【自衛隊法第96条の2関係】

- 1 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- 2 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- 3 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力
- 4 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- 5 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。第8号及び第9号において同じ。）の種類又は数量
- 6 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- 7 防衛の用に供する暗号
- 8 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
- 9 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- 10 防衛の用に供する施設的设计、性能又は内部の用途（第6号に掲げるものを除く。）

内閣総理大臣の同意及び措置要求

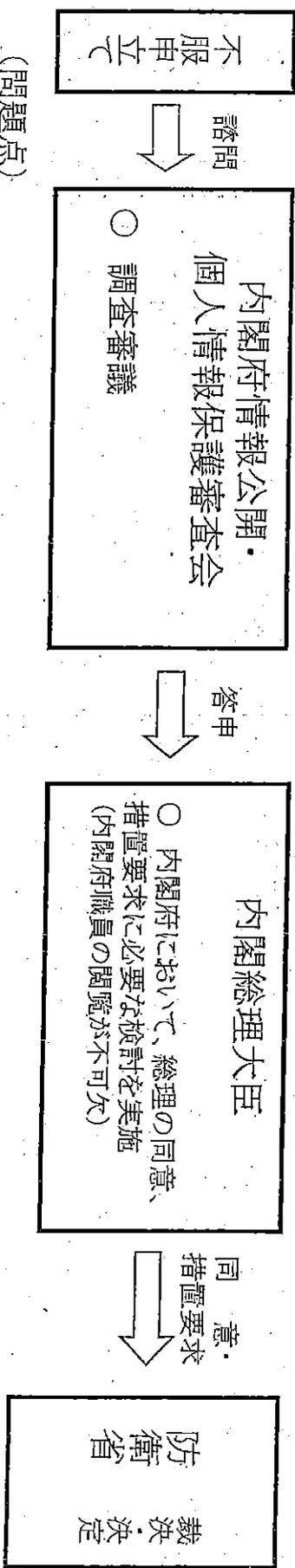
現状



(防衛省の秘密関連制度)

- 取扱者を必要最小限に限定：高度な秘密ほど厳格な適格性審査を実施
- 罰則：省秘：守秘義務違反、防衛秘密：業務取扱者のみ5年以下懲役等、特別防衛秘密：10年以下懲役等
- 保管：秘密区分に応じた厳格な保管要領を徹底
- 米国等の軍事秘密協定上の秘密：目的外使用は相手国の事前承認必要
- 審査会インカメラ審理：防衛秘密は関係職員が直接携行し、委員に提示し、直ちに回収。

改正後

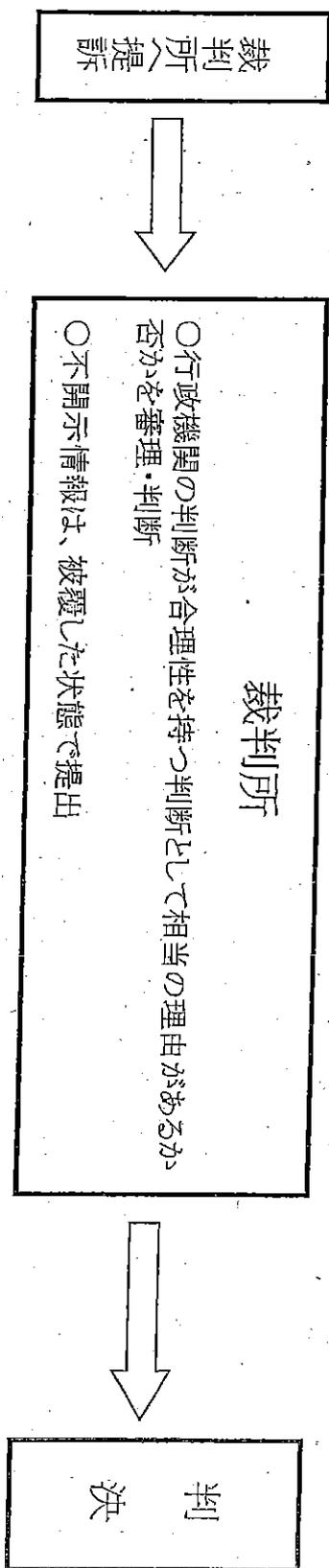


(問題点)

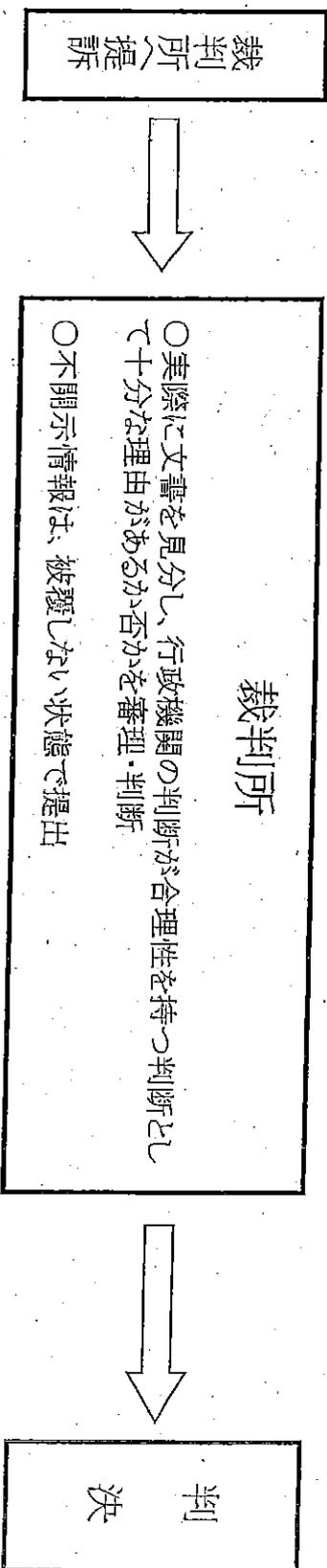
- 内閣府の職員等が、秘密保全措置がない状況のまま、秘密を取り扱うこととなる。
- (防衛秘密について、法律上、内閣府職員は業務取扱者にならず、防衛秘密に関する罰則の適用なし)
- 米国等の軍事秘密協定上の目的外使用となる。
- (相手国からの情報提供が困難となるおそれあり)

裁判所のインカメラ審理導入

現状



改正後



(問題点)

- 裁判所の関係者が、秘密保全措置がないまま、秘密を取り扱うこととなる。
- (防衛秘密について、法律上、裁判所関係者は業務取扱者とならず、防衛秘密に関する罰則の適用なし)
- 米国等の軍事秘密協定上の目的外使用となる。
- (相手国からの情報提供が困難となるおそれあり)
- 行政政府として裁判所に関与できず。

主要各国の情報公開制度の状況(暫定版)

1 情報公開上、安全保障情報を適用除外とする国

米 国	<p>大統領令に基づき秘密指定されたものは、裁判所が審査できない。</p> <p>その後、秘密指定が適正か否かを裁判所が覆審的審査ができるようになったが、行政機関の宣誓供述書等だけで判断するなどの配慮がなされる傾向あり。</p> <p>(米情報公開法第552条(b))</p>
伊 国	<p>国家機密については、情報公開法の適用対象外。</p> <p>(行政手続及び行政文書へのアクセスに関する新法第24条)</p>
韓 国	<p>国家安全保障に関する情報は、情報公開法の適用対象外。</p> <p>(公共機関の情報公開に関する法律第4条)</p>

2 権利濫用防止・大量請求抑制を規定する国

英 国	<p>(1) 公共機関に対する嫌がらせで行われる場合、請求に応じる義務はない。</p> <p>(2) 同一の請求者から同様の又は実質的に類似の請求があっても、以前の請求への対応から合理的な期間が経過していない限り新たな請求には応じる義務はない。</p> <p>(3) 請求文書の存否確認・所在特定・入手・該当箇所特定に計24時間(約3.5労働日)以上要すると推測される場合、請求に応じる義務はない。</p> <p>(2000年情報自由法第14条)</p>
仏 国	<p>数量、反復的・組織的性格の点で濫用的とみなされる請求は、応じる義務がない。</p> <p>(行政文書へのアクセスに関する法律第2条)</p>
韓 国	<p>行政庁は、公開対象情報が過剰に多く、正常な業務の遂行に著しい支障をもたらすおそれがある場合には、情報の写本・副生物を一定期間別に分けて交付するか、閲覧と並行して交付することができる。</p> <p>(公共機関の情報公開に関する法律第13条)</p>

3 手数料の徴収

<p>米 国</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 学術的研究、報道等の目的以外、目的に応じ手数料を徴収 • 全ての場合、複写費用を徴収 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 営利的使用の場合、手数料は記録の探索、複写及び審査に要する合理的な標準的経費に制限。 (2) 営利的使用でなく、かつ、学術的、科学的研究を目的とする教育、非営利の科学的団体又は報道機関の代表による請求の場合、手数料は複写に要する合理的な標準的経費に制限。 (3) 上記以外の場合、手数料は記録の探索、複写に要する合理的な標準的経費に制限。 <p>(米情報公開法第552条(a))</p>
<p>英 国</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 手数料を徴収 • 乱用防止規定あり 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 所要の金額の手数料を請求。 (2) 期間内に手数料が支払われない場合、開示義務はない。 (3) 公共機関が請求に応じるための費用が合理的な限度を超えると予想される場合、開示事務はない。 <p>(2000年情報自由法第9・13条)</p>
<p>仏 国</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 手数料は不明 • 複写費用を徴収 • 濫用防止規定あり 	<ol style="list-style-type: none"> (1) その場での閲覧は無料。 (2) 請求者本人の負担で写し一部を交付し、その費用は実費の範囲で政令で定める。 (3) 濫用的な請求に応じる義務はない。 <p>(行政文書へのアクセスに関する法律第2・4条)</p>
<p>独 国</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 手数料を徴収 • 複写費用を徴収 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 本法に基づく行政機関の行為については、手数料及び実費弁償が徴収される。 <p>(情報公開法第10条)</p>
<p>伊 国</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 探索、調査に関する規定が適用される場合、手数料を徴収 • 複写費用を徴収 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 閲覧は無料。 (2) 写しの交付は、複写費用を払うだけで受けることができるが、探索と調査に関する印紙税と手数料について定める規定が適用される場合は、その限りではない。 <p>(行政手続及び行政文書へのアクセス権に関する新しい規程第25条)</p>
<p>韓 国</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 手数料を徴収 • 公共の福祉の場合、無料 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 情報の公開及び郵送等に所要される費用は、実費の範囲内で請求人の負担とする。 (2) 使用目的が公共の福祉・増進のため必要と認められる場合、費用を免除する。 <p>(公共機関の情報公開に関する法律第17条)</p>

注:各国の法律により異なるが、手数料には概ね探索・審査等に要する費用が含まれる。

4 不服申立て等(大統領等の関与に関する規定)

米、英、仏、伊、独、韓	不服申立てや訴訟に係る規定はあるが、 <u>大統領等が関与するような規定は、現時点で確認できない。</u>
-------------	---

5 裁判所におけるインカメラ審理等

米 国	<ul style="list-style-type: none"> ・インカメラ審理を実施 ・行政機関の宣誓供述書の十分な尊重 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 非公開審理(インカメラ審理)で行政機関の記録の内容を審査できる。 (2) 裁判所は、十分に尊重する他のあらゆる事項に加えて、行政機関の宣誓供述書を十分に尊重しなければならない。 (米情報公開法第552条(a))
英 国	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関の判断を尊重(判例) 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 国家安全保障等の情報は、担当大臣が不開示事由が適用されることの保障(証明書の発行)を与えることができる。 (2000年情報自由法第23条)
独 国	<ul style="list-style-type: none"> ・インカメラ審理を実施 ・行政機関の判断を尊重(判例) 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 秘密文書についてインカメラ審理を導入。 (2) 判例では、国際関係に不利益な影響を及ぼす可能性に関し、行政機関の評価に係る広範囲な裁量を認め、行政機関が納得のいく説明をすれば、不開示理由として認められる。
伊 国	<ul style="list-style-type: none"> ・文書の提出命令あり ・国家秘密は司法による捜査対象外(判例) 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 要件が充足され、行政裁判所が不服申立てを受理する場合、裁判所は請求された文書を審理のため、提出するよう命令を出さなければならない。 (2) 憲法裁の判例では、安全を脅かす故に、秘密扱いされる情報は、幅広い裁量のある評価の結果として司法の捜査対象から外している。 (行政手続及び行政文書へのアクセス権に関する新しい規程第25条)
韓 国	<ul style="list-style-type: none"> ・インカメラ審理を実施 ・秘密指定の理由等の立証により文書提出は不要 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 裁判長は、必要と認められるときは当事者を参加させずに、提出された公開請求情報を非公開に閲覧・審査できる。 (2) 裁判長は、国家安全保障等の情報である場合に、秘密指定の手続き及び実質的な理由等を立証するときは当該情報を提出させないようにすることができる。 (公共機関の情報公開に関する法律第20条)

【御教示いただきたい事項】

- ① 「秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」（以下、「日米秘密保持協定」）は、条約ではなくいわゆる行政協定という位置づけであるとの理解でよろしいでしょうか。

→ 我が国の国内法令の範囲内で実施可能な行政取極であり、国会承認を要しないものです。

- ② 日米秘密保護協定7条bの「国内法令」に該当する法令は何でしょうか。
ほかに、取扱資格を付与する手続きについて定める規範（訓令、マニュアル含め）があれば、ご教示願います。

→ 日米秘密保護協定1条bにおいて、「国内法令」について定められています。

- ・日米総合防衛援助協定等に伴う秘密保護法
- ・自衛隊法
- ・日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施の伴う刑事特別法
- ・国家公務員法

その他に、防衛省の秘密等に関する訓令が該当します。

- ・秘密保全に関する訓令
- ・防衛秘密の保護に関する訓令
- ・特別防衛秘密の保護に関する訓令
- ・特別管理秘密に関する訓令
- ・秘密の取扱いに関する適格性の確認等に関する訓令（注意文書）
- ・秘密保全に関する訓令等の解釈及び運用について（通達）
- ・秘密の取扱いに関する適格性の確認等に関する訓令の解釈及び運用について（注意文書）

- ③ 日米秘密保持協定は、2007年に締結されたものでしょうか。

そうだとすれば、すでに民事訴訟法223条6項（インカメラ審理規定）が導入された後であることから、裁判所が日米秘密保持協定の対象となる情報を見分する可能性がすでに存在しており、協定締結に際して何等かの整理がなされたのではないのでしょうか。

仮にそうだとしたら、整理の内容をご教示頂けないでしょうか。

→ 御指摘の通り、日米秘密保持協定は2007年に締結されておりますが、当時、御指摘の件について整理したという記録は残っておりません。

ただ、これは保全室担当としての意見ですが、

○ 日米秘密保持協定第6条(c)より、インカメラ審査へ文書を提供するに際しては、米国政府の承認を得る必要がある。

○ そして承認が得られない場合、文書作成国の米国が承認しない以上、インカメラ審査であるとしても、米国との信頼関係が損なわれることになる。

そのため、承認が得られない文書の提出命令を受けた場合、進退窮まることになる。

○ よって、インカメラ審査の打診があつた場合は、米国政府の承認を得るように努める一方、当方の説明にもかかわらず米国が承認しない場合は、第6項に基づくインカメラ審査を実施しないよう、裁判所に要請し、御理解を求めることになる。

と考えております。

(参考)

秘密軍事情報のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定第6条(c)

「秘密軍事情報を受領する締結国政府は、当該情報を提供する締結国政府の事前の書面による承認を得ることなく、当該情報が提供された目的以外の目的のために、当該情報を使用しないこと。

④ 貴省所管法令で、日米秘密保持協定より以前に、同協定7条bに定める資格要件（セキュリティクリアランス）と同様の、秘密情報取扱い者の資格を制限する法制が存在する場合、その内容をご教示願います。

→ 協定以前においては、防衛省統一の規則は存在しない。

なお、平成21年4月より、防衛省においては、秘密の取扱いに関する適格性の確認等に関する訓令等で定めています。(注意文書)

【お願い事項】

- 「秘密の取扱いに関する適格性の確認等に関する訓令（注意文書）」を御提供願えますでしょうか。

→ 注意文書であること、また、現在政府で検討されている「政府における情報保全に関する検討委員会」の決定を受けて、規則改正も予測されることから、現時点で提供することはご容赦願いたい。

なお、個別の説明等については、できる限りご協力させていただきたいと考える。

- 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第四条に秘密を洩らした場合の罰則があるのですが、2項の「前項に掲げる者を除き」とは、具体的に誰を想定しているのか御教示願います。

→ 第1項は、第1次的には業務上取り扱う国家公務員である。なお、ご質問の「前項に掲げる者を除き」とは、例えば、本法違反事件を担当する警察官、検察官、裁判官等の係官弁護人等が含まれる。

◆ 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）

第四条 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とするもので、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に洩らしたものは、二年以下の禁こ又は五万円以下の罰金に処する。

- 2 前項に掲げる者を除き、業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密過失により他人に洩らしたものは、一年以下の禁こ又は三万円以下の罰金に処する。

御回答

昨日、松本大臣政務官に御来訪いただき、情報公開法の改正について頂戴した御意見につきましては、真摯に受け止めさせていただき、別紙のとおり回答させていただきます。

なお、今般の情報公開法の改正につきましては、行政刷新担当大臣が座長を務める「行政透明化検討チーム」において、同大臣が自ら提案し、防衛省をはじめ関係省庁の御意見も伺った上で、有識者による検討を経てまとめられた「とりまとめ」に基づいて立案していることにつきまして、御理解をいただきたいと存じます。この点、松本大臣政務官には、今般の法改正やインカメラ審理の導入そのものについて反対するものではないとのお言葉をいただき、誠に心強く思っています。

宜しく御査収のほど、お願いいたします。

平成二十三年三月二日

内閣府大臣政務官

園田康博

1. 手数料の原則廃止（第16条関係）

確かに、手数料につきましては、受益者負担の原則があることは御指摘のとおりですが、そのような中でも、今般の改正においては、開示請求権制度が「国民の知る権利」を具体化するものであり、国民による行政の監視及び国民の行政への参加並びに公正で透明性の高い民主的な行政の推進に資するものであることから、開示請求権の行使をより容易にするため、特に受益者負担原則の例外として、開示請求手数料を原則廃止することとしているものです。

一方で、開示請求により自らの事業にとって利益を得ることとなる商業的請求につきましては、開示請求権の行使自体は等しく認められるものですが、そのような場合にまで開示請求手数料を廃止することは、国民の御理解が得られるものではなく適当でないと考えられることから、受益者負担原則に立ち返って、開示請求手数料を徴収することとしているものです。

この商業的請求の該当性につきましては、開示請求者による該当する開示請求書の様式を選択、その記載事項等の申告によって確認することとしており、その施行に当たりましては、開示請求者において適正な開示請求がなされるよう、十分な周知を図ってまいりたいと考えています。

また、開示請求手数料の原則廃止に伴い、安易な開示請求、濫用的な開示請求が増加するとの御懸念につきましては、開示請求の態様や開示請求に応じた場合の行政機関の業務への支障、国民一般の被る不利益等を勘案して、権利濫用に関する一般法理の適用による不開示決定の可否について個別に判断することとして、その具体的な運用に係るガイドラインを作成し、各行政機関において円滑な対応が図られるよう万全を期してまいりたいと考えているところですが、御懸念を踏まえ、濫用的な開示請求についての規定を検討したいと思っております。

2. 内閣総理大臣の同意及び措置要求（第21条関係）

御意見のとおり、開示によって生じる問題の責任の所在を明確にすることは、非常に重要であると考えます。

ただ、情報公開審査会の答申と全く異なる行政機関の長の裁決・決定がなされる場合へのけん制や、公益裁量開示の充実の要請は、「国民の知る権利」をより適切に保障するための情報公開制度の改正にあたり、看過することのできない重要な論点であることは事実です。

こうした諸点を考慮し、防衛省の御意見も踏まえつつ、措置要求制度につきましては、行政機関の長が答申後、内閣総理大臣に通知し、それを受けた内閣総理大臣が勧告をすることができる制度に修正することを検討することとし、全件を同意にかからしめることによる責任の所在の不明確さを解消することを考えてみたいと思っております。

また、この制度は、運用にあたり、高度の政治的判断を要するものであり、勧告にあたっての対象文書の確認は、その文書を見分することが真に必要な場合に限定され、実質的な判断に関わらない職員がみだりに機密情報に触れることがないように配慮することが想定されており、実際の運用にあたっては、防衛省の御意見を聞き、文書の性質に応じ十分に秘密保全に留意するようしていきたいと考えております。

3. 事後救済制度の強化（裁判所のインカメラ審理導入）（第24条関係）

御意見のとおり、いわゆるインカメラ審理を導入するにあたって、情報の管理に注意を払う必要があることは、当方としても十分に認識しているところです。そこで、今般の改正案におきましても、インカメラ審理の要件を厳格なものとする（24条1項）とともに、何人も対象となる行政文書の開示を求めることができないこととしている（同条2項後段）ところです。このため、お話のあった防衛秘密や特別防衛秘密など機密性の高い情報についてインカメラ審理が行われることはまれであるものと考えており、また、行政文書の写しやその内容を記載した調書を裁判所の記録に残すことは同項後段の趣旨に反すると考えております。これらの規定により、対象となる行政文書に記載された情報が訴訟記録を通じて漏えいすることを防止する仕組みとしています。

その上で、裁判官には、官吏服務規律により守秘義務が課されており、守秘義務に違反した場合には、弾劾裁判による罷免の対象となり得（なお、罷免の裁判を受けたことは弁護士の欠格事由に該当するため、弁護士業務を行うこともできなくなります。）、また分限裁判による懲戒の対象ともなり得ます。これらを通じて、裁判官の守秘については制度的な担保がされていると考えています。

また、行政庁にインカメラ審理の拒否権を認めることとすると、「行政透明化検討チームとりまとめ」に基づき、裁判官が直接行政文書を見分してより適正な判断を行うという改正の趣旨や目的を没却するおそれがあることについてもご理解いただきたいと思っております。

なお、非公開の場で裁判所に対して対象となる文書について説明する機会を設けるべきであるとの御意見も頂いております。この点については、24条3項の規定に基づいて被告がインカメラ審理に立ち会う際に、行政文書に即して主張を敷衍し、文書の意味等について説明をすることは可能と考えております。

※大臣間の協議後の
合意文書案です。
(大臣了)

合意文書 (案)

平成二十三年三月八日

情報公開法改正にあたり、内閣官房及び防衛省の間で、以下の事項について合意した。

1. 裁判所のインカメラ審理導入について

重大な国益（防衛秘密及び特別防衛秘密を含む。）が損なわれるような場合にはインカメラ審理が行われないようにする。また、最高裁判所に対して、情報保全のために必要な措置を講ずるよう求める。

2. 手数料の原則廃止について

商業的請求を除き開示請求手数料を廃止するが、開示請求権の濫用防止について規定する。また、内閣官房は、濫用防止及び商業的開示請求の適切な運用のためのガイドラインを策定する。

3. 内閣総理大臣による措置要求について

措置要求制度ではなく、勧告制度にする。なお、勧告の判断は、審査会の答申の内容及び7条の趣旨を踏まえてするものとする。内閣総理大臣への通知の際には、決定書の通知のみであり、防衛上の秘密を示す必要はないこととする。また、保秘体制は、個別の情報に応じ、防衛省の意見を聴き、防衛省におけると同等と認められる程度の体制とする。

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

公文書等の管理に関する法律による改正後

（口頭弁論の期日外における行政文書の証拠調べ）

第二十四条 情報公開訴訟においては、裁判所は、事案の内容、審理の状況、前条に規定する資料の提出の有無、当該資料の記載内容その他の事情を考慮し、特に必要があると認めるときは、申立てにより、当事者の同意を得て、口頭弁論の期日外において、当事者を立ち会わせないで、当該情報公開訴訟に係る行政文書を目的とする文書（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百三十一条に規定する物件を含む。）の証拠調べ又は検証（以下この条において「弁論期日外証拠調べ」という。）をすることができる。

2 前項の申立てがあつたときは、被告は、当該行政文書を裁判所に提出し、又は提示することにより、国の防衛若しくは外交上の利益又は公共の安全と秩序の維持に重大な支障を及ぼす場合その他の国の重大な利益を害する場合を除き、同項の同意を拒むことができないものとする。

3 裁判所が弁論期日外証拠調べをする旨の決定をしたときは、被告は、当該行政文書を裁判所に提出し、又は提示しなければならぬ。この場合においては、何人も、その提出され、又は提示された行政文書の開示を求めることができない。

4 第一項の規定にかかわらず、裁判所は、相当と認めるときは、弁論期日外証拠調べの円滑な実施に必要な行為をさせるため、被告を弁論期日外証拠調べに立ち会わせることができる。

5

裁判所は、弁論期日外証拠調べが終わつた後、必要があると認めるときは、被告に当該行政文書を再度提出させることとなる。

分類番号:	A-A3-A37	開示	部開	不開			
作成年月日:	2011.3.7	担当者	○				
取得年月日:							
保存期間:	3年	区分: 1	2	3	4	⑤	6
廃棄期日:	2014.12.31	理由: 協議に関する情報					
本紙を含め:	枚・冊						

法協第82号
23.3.7

大臣官房秘書課
大臣官房文書課総括班
大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室
大臣官房文書課環境対策室
大臣官房文書課防衛省図書館
大臣官房企画評価課
大臣官房広報課
大臣官房訟務管理官付課
各局庶務担当課

御中

大臣官房文書課（法令審査）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律（案）について（再協議）

標記について協議があったので、各局の意見を取りまとめの上、下記の日時までに回答されたくお願いいたします。（意見のない場合もその旨回答願います。）

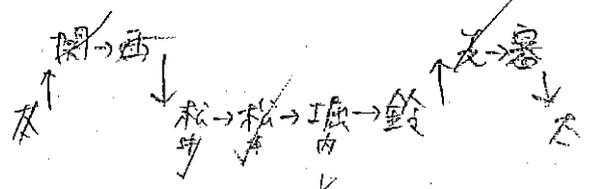
質問、意見・・・3月7日（月）1800

主管省庁	内閣官房
------	------

文書課担当 太郎田（☎20287）

※ 情報公開法の再協議です。
今回の修正箇所は、防、外、警と内閣官房の政務官協議を踏まえたものとなっています。
今後の方針は、本日1800～政務三役により協議されることとです。
なお、当省からの論点は、以下の3点です。

- ① 16条 手数料無料化（一部）
- ② 21条 総理大臣の同意（修正）
- ③ 24条 にかう審理（変更）
修正



事務連絡

平成23年3月7日

各府省等法令担当者 各位

内閣官房情報公開法改正準備室

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律（案）」
について（再協議）

標記法律案について、2月14日付けで協議させていただいたところですが、前回協議時からの変更分（「01（別紙）前回協議からの変更箇所一覧」のとおり）につき、別添のとおり再協議しますので、御質問、御意見がございましたら、下記の期限までにメールにて提出願います。御質問等を提出される場合は事前に電話にてその旨御連絡ください。

期限までに提出のない場合は、御質問等がないものとさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。

なお、今後の法制局審査等において変更があり得ることを御承知おきください。

※ 霞が関WANを閲覧した各府省等の法令協議窓口担当者の方は、お手数ですが、下記メールアドレスまでこの事務連絡を確認した旨速やかにご連絡願います。

記

質問・意見提出期限：3月7日（月）20：00

<今後の予定>

閣 議 3月15日（火）（予定）

（連絡先）

内閣官房 情報公開法改正準備室

野澤、脇

TEL：03-6910-0201

FAX：03-3504-1833

E-mail：g.johokokaiho.kaisei@cas.go.jp

前回協議からの修正箇所一覧

対象条項	前回協議版 (2月14日付け)	再協議版 (3月7日付け)	備考
1条(行政機関情報公開法5条柱書き)	当該行政文書を開示しなければならない。	当該行政文書を開示しなければならない。ただし、当該開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するときは、この限りでない。	規定ぶりの変更
1条(行政機関情報公開法5条1号ハ)	(当該氏名を公にすることにより、当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれ又は当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分)	(当該氏名を公にすることにより当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれがある場合又は当該公務員等の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあつては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分)	技術的修正
1条(行政機関情報公開法5条1号ニ)	(当該氏名を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分)	(当該個人の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあつては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分)	技術的修正
1条(行政機関情報公開法11条3項)	第一項第二号の期間(同号の期間が一年以内の政令で定める期間より長い場合にあつては、当該政令で定める期間)内に	第一項第二号の期間内に	規定ぶりの変更
1条(行政機関情報公開法11条3項)	行政機関の長が同項に規定する残りの行政文書(第十六条において単に「残りの行政文書」という。)について	行政機関の長が同項の残りの行政文書(第十六条において単に「残りの行政文書」という。)について	技術的修正
1条(行政機関情報公開法16条1項3号)	会社等若しくは個人事業者の事業として又は当該事業のために開示請求をする当該会社等又は当該個人事業者の従業員	会社等若しくは個人事業者の事業として又は当該事業のために開示請求をする当該会社等の役員若しくは従業員又は当該個人事業者の従業員	技術的修正
1条(行政機関情報公開法18条1項2号)	以下この号、第二十条及び第二十一条において同じ。	以下この号及び第二十条において同じ。	技術的修正
1条(行政機関情報公開法21条1項)	(内閣総理大臣による同意及び措置要求) 第二十一条 第十八条第一項の規定により諮問をした行政機関(会計検査院を除く。以下この条及び第二十八条において同じ。)の長は、当該諮問に係る不服申立てに対する裁決又は決定をしようとするときは、当該不服申立てに係る開示決定等を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするときを除き、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。	(内閣総理大臣の勧告) 第二十一条 第十八条第一項の規定により諮問をした行政機関(会計検査院を除く。次項及び第二十八条において同じ。)の長は、当該諮問に係る不服申立てに対する裁決又は決定をしようとするときは、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするときを除き、あらかじめ、その内容を内閣総理大臣に通知しなければならない。	規定ぶりの変更
1条(行政機関情報公開法21条2項)	前項の場合において、内閣総理大臣は、当該諮問に対する情報公開・個人情報保護審査会の答申の	内閣総理大臣は、前項の規定による通知に係る諮問に対する情報公開・個人情報保護審査会の答申	規定ぶりの変更

	内容及び第七条の規定の趣旨に照らして同意をすることが適切でないと認めるときは、当該行政機関の長に対し、当該答申の内容に沿った裁決又は決定、同条の規定による開示その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。	の内容及び第七条の規定の趣旨に照らして必要があると認めるときは、当該行政機関の長に対し、当該答申の内容に沿った裁決又は決定、同条の規定による開示その他の必要な措置を講ずべき旨の勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。	
1条(行政機関情報公開法21条3項)	3 行政機関の長は、前項の要求があったときは、その要求に沿うように適当な措置をとるものとする。	(削除)	規定ぶりの変更
1条(行政機関情報公開法24条1項)	原告の同意を得て、	当事者の同意を得て、	規定ぶりの変更
1条(行政機関情報公開法24条旧2～4項)	24条2～4項	24条3～5項	技術的修正
1条(行政機関情報公開法24条新2項)	(新規)	2 前項の申立てがあったときは、被告は、当該行政文書を裁判所に提出し、又は提示することにより国の重大な利益を害する場合を除き、同項の同意を拒むことができないものとする。	規定ぶりの変更
2条(独立行政法人等情報公開法5条柱書き)	当該法人文書を開示しなければならない。	当該法人文書を開示しなければならない。ただし、当該開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するときは、この限りでない。	規定ぶりの変更
2条(独立行政法人等情報公開法5条1号ハ)	(当該氏名を公にすることにより、当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれ又は当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分)	(当該氏名を公にすることにより当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれがある場合又は当該公務員等の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあつては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分)	技術的修正
2条(独立行政法人等情報公開法5条1号ニ)	(当該氏名を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分)	(当該個人の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあつては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分)	技術的修正
2条(独立行政法人等情報公開法11条3項)	第一項第二号の期間(同号の期間が一年以内の政令で定める期間より長い場合にあつては、当該政令で定める期間)内に	第一項第二号の期間内に	規定ぶりの変更
2条(独立行政法人等情報公開法11条3項)	独立行政法人等が同項に規定する残りの法人文書(第十七条において単に「残りの法人文書」という。)について	独立行政法人等が同項の残りの法人文書(第十七条において単に「残りの法人文書」という。)について	技術的修正
2条(独立行政法人等情報公開法17条1項3号)	会社等若しくは個人事業者の事業として又は当該事業のために開示請求をする当該会社等又は当該個人事業者の従業員	会社等若しくは個人事業者の事業として又は当該事業のために開示請求をする当該会社等の役員若しくは従業員又は当該個人	技術的修正

		事業者の従業員	
2条(独立行政法人等情報公開法23条1項)	原告の同意を得て、	当事者の同意を得て、	規定ぶりの変更
2条(独立行政法人等情報公開法23条旧2～4項)	23条2～4項	23条3～5項	技術的修正
2条(独立行政法人等情報公開法23条新2項)	(新規)	2 前項の申立てがあつたときは、被告は、当該法人文書を裁判所に提出し、又は提示することにより国の重大な利益を害する場合を除き、同項の同意を拒むことができないものとする。	規定ぶりの変更
附則2条2項(行政機関情報公開法の一部改正に伴う経過措置)	(行政機関の保有する情報の公開に関する法律第二条第二項に規定する行政文書をいう。)に、 <u>法人等(同法第五条第二号に規定する法人等をいう。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、行政機関(同法第二条第一項に規定する行政機関をいう。)の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に施行日前に提供されたものが記録されている場合における第一条の規定による改正前の行政機関の保有する情報の公開に関する法律(第四項において「旧行政機関情報公開法」という。)第五条第二号(施行日以後にされた利用請求(公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号。以下この項及び次条第二項において「公文書管理法」という。)第十六条第二項に規定する利用請求をいう。次条第二項及び附則第九条第一項において同じ。)に係る特定歴史公文書等(公文書管理法第二条第七項に規定する特定歴史公文書等をいう。次条第二項において同じ。)に、法人等(行政機関の保有する情報の公開に関する法律第五条第二号に規定する法人等をいう。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、行政機関(同法第二条第一項に規定する行政機関をいう。)の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に施行日前に提供されたものが記録されている場合については、第一条の規定による改正前の行政機関の保有する情報の公開に関する法律(第四項において「旧行政機関情報公開法」という。)第五条第二号(公文書管理法第十六条第一項第一号ロにおいて引用する場合を含む。)の規定の適用については、なお従前の例による。</u>	(行政機関の保有する情報の公開に関する法律第二条第二項に規定する行政文書をいう。)又は施行日以後にされた利用請求(公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号。以下この項及び次条第二項において「公文書管理法」という。)第十六条第二項に規定する利用請求をいう。次条第二項及び附則第九条第一項において同じ。)に係る特定歴史公文書等(公文書管理法第二条第七項に規定する特定歴史公文書等をいう。次条第二項において同じ。)に、 <u>法人等(行政機関の保有する情報の公開に関する法律第五条第二号に規定する法人等をいう。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、行政機関(同法第二条第一項に規定する行政機関をいう。)の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に施行日前に提供されたものが記録されている場合については、第一条の規定による改正前の行政機関の保有する情報の公開に関する法律(第四項において「旧行政機関情報公開法」という。)第五条第二号(公文書管理法第十六条第一項第一号ロにおいて引用する場合を含む。)の規定は、なおその効力を有する。</u>	技術的修正
附則2条3項(行政機関情報公開法の一部改正に伴う経過措置)	行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十八条第一項の規定による諮問をいう。	行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十八条の規定による諮問をいう。	技術的修正
附則3条2項(独立行政法人等情報公開法の一部改正に伴う経過措置)	前項の規定にかかわらず、施行日以後にされた開示請求に係る法人文書(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第二条第二項に規定する法人文書をいう。)に、法人等(同法第五条第二号に規定する法人等をいう。)に関する情報又は事業を営	前項の規定にかかわらず、施行日以後にされた開示請求に係る法人文書(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第二条第二項に規定する法人文書をいう。)又は施行日以後にされた利用請求に係る特定歴史公文書等に、法人等(同法第五条第二号	技術的修正

	<p>む個人の当該事業に関する情報であって、独立行政法人等（同法第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。）の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に施行日前に提供されたものが記録されている場合における第二条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（第四項において「旧独立行政法人等情報公開法」という。）第五条第二号（施行日以後にされた利用請求に係る特定歴史公文書等について公文書管理法第十六条第一項第二号ロにおいて引用する場合を含む。）の規定の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>に規定する法人等をいう。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、独立行政法人等（同法第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。）の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に施行日前に提供されたものが記録されている場合については、第二条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（第四項において「旧独立行政法人等情報公開法」という。）第五条第二号（公文書管理法第十六条第一項第二号ロにおいて引用する場合を含む。）の規定は、なおその効力を有する。</p>	
<p>附則4条(行政機関個人情報保護法14条2号ハ)</p>	<p>(当該氏名を開示することにより、当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれ又は当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分)</p>	<p>(当該氏名を開示することにより当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれがある場合又は当該公務員等の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあつては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分)</p>	<p>技術的修正</p>
<p>附則4条(行政機関個人個人情報保護法14条2号ニ)</p>	<p>(当該氏名を開示することにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分)</p>	<p>(当該個人の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあつては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分)</p>	<p>技術的修正</p>
<p>附則5条2項(行政機関個人情報保護法の一部改正に伴う経過措置)</p>	<p>提供されたものが含まれている場合における前条の規定による改正前の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第十四条第三号の規定の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>提供されたものが含まれている場合については、前条の規定による改正前の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第十四条第三号の規定は、なおその効力を有する。</p>	<p>技術的修正</p>
<p>附則6条(独立行政法人等個人情報保護法14条2号ハ)</p>	<p>(当該氏名を開示することにより、当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれ又は当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分)</p>	<p>(当該氏名を開示することにより当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれがある場合又は当該公務員等の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあつては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分)</p>	<p>技術的修正</p>
<p>附則6条(独立行政法人等個人情報保護法14条2号ニ)</p>	<p>(当該氏名を開示することにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分)</p>	<p>(当該個人の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあつては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分)</p>	<p>技術的修正</p>
<p>附則7条2項(独立行政法人等個人情報保護法の一部改正に伴う経過措置)</p>	<p>提供されたものが含まれている場合における前条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第十四条第三号の規定の適用</p>	<p>提供されたものが含まれている場合については、前条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第十四条第三号の規定は、な</p>	<p>技術的修正</p>

	については、なお従前の例による。	おその効力を有する。	
附則 8 条 (公文書管理法 22 条 2 項)	「前条」とあるのは「公文書管理法第二十二條第二項の規定により読み替えて準用された前条」と、同項並びに同条第二項及び第四項中「法人文書」とあるのは「特定歴史公文書等」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「公文書管理法第二十二條第二項の規定により読み替えて準用された第一項」と読み替えるものとする	「前条」とあるのは「公文書管理法第二十二條第二項の規定により読み替えて準用する前条」と、同項から同条第三項まで及び同条第五項中「法人文書」とあるのは「特定歴史公文書等」と、同条第二項中「前項」とあるのは「公文書管理法第二十二條第二項の規定により読み替えて準用する前項」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「公文書管理法第二十二條第二項の規定により読み替えて準用する第一項」と読み替えるものとする	技術的修正
附則 11 条 (政治資金規正法 19 条の 16 18 項)	第十六項第二号の期間 (同号の期間が一年以内の政令で定める期間より長い場合にあつては、当該政令で定める期間) 内に	第十六項第二号の期間内に	規定ぶりの変更
附則 11 条 (政治資金規正法 19 条の 16 18 項)	総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会が同項に規定する残りの少額領収書等の写し	総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会が同項の残りの少額領収書等の写し	技術的修正
附則 12 条 1 項 (政治資金規正法の一部改正に伴う経過措置)	施行日以後に少額領収書等の写しの開示請求 (政治資金規正法第十九条の十六第二項に規定する開示請求をいう。以下この項において同じ。) があつた場合について	施行日以後に少額領収書等の写し (政治資金規正法第十九条の十六第一項に規定する少額領収書等の写しをいう。以下この項において同じ。) の開示請求 (同条第二項に規定する開示請求をいう。以下この項において同じ。) があつた場合について	技術的修正
理由	内閣総理大臣による同意及び措置要求制度	内閣総理大臣の勸告制度	規定ぶりの変更に伴うもの

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

第一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正

一 目的

法の目的に、国民の知る権利の保障、国民による行政の監視及び国民の行政への参加に資すること等を追加するものとする。

(第一条関係)

二 開示情報の拡大

1 個人に関する情報について、次に掲げる情報を原則として開示するものとする。

(一) 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、

当該情報のうち、当該公務員等の氏名に係る部分

(二) 当該個人が行政機関に置かれた審議会その他の合議制の機関等において意見の表明又は説明を行

った場合において、当該情報が当該意見表明又は説明に係る情報であるときは、当該情報のうち、

当該個人の氏名及び当該意見表明又は説明の内容に係る部分

2 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報について、行政機関の

要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、当該条件を付することが合理的であると認められるものを不開示情報とする規定を削除するものとする。

3 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めるときにつき十分な理由がある情報を不開示情報とするものとする。

4 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めるときにつき十分な理由がある情報を不開示情報とするものとする。

5 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報について、公にすることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるものを不開示情報とする規定を削除するものとする。

6 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されているときは、開示請求者に対し、不開示情報が記録されている部分を除いた部分につき原則として開示しなければならない

ものとする事。

(第五条及び第六条関係)

三 開示決定等の理由等の付記

開示決定等の通知には、当該決定の根拠となる条項及び当該条項に該当すると判断した理由をできる限り具体的に記載しなければならないものとする事。

(第九条関係)

四 開示決定等の期限

1 開示決定等は、開示請求があつた日から十四日(行政機関の休日に関する法律第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)以内にしなければならないものとする事。開示請求者は、開示決定等の期限内に開示決定等がされない場合には、行政機関の長が開示決定をしたものとみなすことができるものとする事。

2 開示決定等の期限の特例が適用された場合に、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき開示決定等をした後、残りの行政文書については五の二の規定による予納があつた後相当の期間内に開示決定等をすれば足りるものとする事。開示請求者は、行政機関の長が通知した期間内に開示決定等がされない場合には、行政機関の長が残りの行政文書について不開示決定

をしたものとみなすことができるものとする。

(第十条及び第十一条関係)

五 手数料

1 会社法第二条第一号に規定する会社等が開示請求をするときは、所要の開示請求手数料を納めなければならぬものとする。

2 開示決定等の期限の特例が適用された場合に、開示請求者は、開示請求に係る行政文書のうちの相
当の部分につき開示決定等の通知があった日から三十日以内に、残りの行政文書についての開示実施
手数料の見込額を予納しなければならないものとする。

3 開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、それぞれ、開示請求手数料又は開示実施手
料のほか、送付に要する費用を納付して、開示決定等の通知に係る書面又は行政文書の写しの送付を
求めることができるものとする。

(第十六条関係)

六 内閣総理大臣の勧告

1 情報公開・個人情報保護審査会に諮問をした行政機関の長は、当該諮問に係る不服申立てに対する
裁決又は決定をしようとするときは、原則として、あらかじめ、その内容を内閣総理大臣に通知しな

ければならないものとする。

2 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、当該行政機関の長に対し、情報公開・個人情報保護審査会の答申の内容に沿った裁決又は決定、公益上の理由による裁量的開示その他の必要な措置を講ずべき旨の勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることができるものとする。

(第二十一条関係)

七 訴訟

1 情報公開訴訟は、行政事件訴訟法第十二条第一項から第四項までに定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所にも、提起することができるものとする。

2 情報公開訴訟においては、裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため、必要があると認めるときは、当該情報公開訴訟に係る開示決定等をした行政機関の長に対し、当該情報公開訴訟に係る行政文書に記載されている情報の内容、三の規定により記載しなければならないとされる事項その他の必要と認めらるる事項を裁判所の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、及び提出するよう求める処分をすることができるものとする。

3 情報公開訴訟においては、裁判所は、事案の内容、審理の状況、2に規定する資料の提出の有無、当該資料の記載内容その他の事情を考慮し、特に必要があると認めるときは、申立てにより、当事者の同意を得て、口頭弁論の期日外において、当事者を立ち会わせないで、当該情報公開訴訟に係る行政文書を目的とする文書の証拠調べ又は検証をすることができるものとする。

(第二十二條から第二十四條まで關係)

八 情報提供

1 行政機関の長は、当該行政機関の組織及び業務に関する基礎的な情報等を記録した文書、図画又は電磁的記録を適時に、国民に分かりやすい形で、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。

2 行政機関の長は、同一の行政文書について二以上の者から開示請求があり、その全ての開示請求に対して当該行政文書の全部を開示する旨の決定をした場合であつて、当該行政文書について更に他の者から開示請求があると見込まれるときは、当該行政文書を適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するよう努めるものとする。

(第二十五條關係)

九 内閣総理大臣の勧告

内閣総理大臣は、この法律を実施するため特に必要があると認める場合には、行政機関の長に対し、情報の公開について改善すべき旨の勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることが出来るものとする。

(第二十八条関係)

十 情報公開訴訟に関する規定の準用

七の2及び3の規定は、情報公開条例の規定による開示決定等に相当する処分又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟の手續について準用するものとする。

(第三十条関係)

十一 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

第二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正

一 目的

法の目的に、国民の知る権利の保障を追加するものとする。

(第一条関係)

二 開示情報の拡大

1 個人に関する情報について、次に掲げる情報を原則として開示するものとする。

(一) 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の氏名に係る部分

(二) 当該個人が独立行政法人等において開催された専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会等

において意見の表明又は説明を行った場合において、当該情報が当該意見表明又は説明に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該個人の氏名及び当該意見表明又は説明の内容に係る部分

2 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報について、独立行政法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、当該条件を付することが合理的であると認められるものを不開示情報とする規定を削除するものとする。

3 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報について、公にすることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるものを不開示情報とする規定を削除するものとする。

4 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されているときは、開示請求者に対し、不開示情報が記録されている部分を除いた部分につき原則として開示しなければならないものとする事。

(第五条及び第六条関係)

三 開示決定等の理由等の付記

開示決定等の通知には、当該決定の根拠となる条項及び当該条項に該当すると判断した理由をできる限り具体的に記載しなければならないものとする事。

(第九条関係)

四 開示決定等の期限

1 開示決定等は、開示請求があった日から十四日(各独立行政法人等につき規程又は就業規則において定められた休日の日数は、算入しない。)以内にしなければならないものとする事。開示請求者は、開示決定等の期限内に開示決定等がされない場合には、独立行政法人等が不開示決定をしたものとみなすことができるものとする事。

2 開示決定等の期限の特例が適用された場合に、独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書のうち
の相当の部分につき開示決定等をした後、残りの法人文書については五の二の規定による予納があつ

た後相当の期間内に開示決定等をすれば足りるものとともに、開示請求者は、独立行政法人等が通知した期間内に開示決定等がされない場合には、独立行政法人等が残りの法人文書について不開示決定をしたものとみなすことができるものとする事。 (第十条及び第十一条関係)

五 手数料

1 会社法第二条第一号に規定する会社等が開示請求をするときは、所要の開示請求手数料を納めなければならぬものとする事。

2 開示決定等の期限の特例が適用された場合に、開示請求者は、開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分につき開示決定等の通知があった日から三十日以内に、残りの法人文書についての開示実施手数料の見込額を予納しなければならないものとする事。

3 開示請求をする者又は法人文書の開示を受ける者は、それぞれ、開示請求手数料又は開示実施手数料のほか、送付に要する費用を納付して、開示決定等の通知に係る書面又は法人文書の写しの送付を求めることができるものとする事。 (第十七条関係)

六 訴訟

1 情報公開訴訟は、行政事件訴訟法第十二条第一項から第四項までに定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所にも、提起することができるものとする。

2 情報公開訴訟においては、裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため、必要があると認めるときは、当該情報公開訴訟に係る開示決定等をした独立行政法人等に対し、当該情報公開訴訟に係る法人文書に記録されている情報の内容、三の規定により記載しなければならぬとされる事項その他の必要と認める事項を裁判所の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、及び提出するよう求める処分をすることができるものとする。

3 情報公開訴訟においては、裁判所は、事案の内容、審理の状況、2に規定する資料の提出の有無、当該資料の記載内容その他の事情を考慮し、特に必要があると認めるときは、申立てにより、当事者の同意を得て、口頭弁論の期日外において、当事者を立ち合わせないで、当該情報公開訴訟に係る法人文書を目的とする文書の証拠調べ又は検証をすることができるものとする。

(第二十一条から第二十三条まで関係)

独立行政法人等は、同一の法人文書について二以上の者から開示請求があり、その全ての開示請求に対して当該法人文書の全部を開示する旨の決定をした場合であつて、当該法人文書について更に他の者から開示請求があると見込まれるときは、当該法人文書を適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するよう努めるものとする事。

(第二十四条関係)

八 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする事。

第三 内閣府設置法の一部改正

一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に係る事務を総務省から内閣府に移管することに伴い、内閣府の所掌事務に、行政機関及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務を追加するものとする事。

(第四条関係)

二 内閣総理大臣は、管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所、内閣府の所掌事務の一部を分掌させることができるものとする事。

(第六十八条関係)

三 その他所要の規定の整備を行うものとする。

第四 総務省設置法の一部改正

行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に係る事務を総務省から内閣府に移管することに伴い、管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所の事務について所要の規定の整備を行うものとする。

(第二十五条関係)

第五 附則

一 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うものとする。

(附則第二条から附則第十七条まで関係)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第一条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

「第四

目次中「不服申立て等」を「不服申立て」に、「第四章 補則(第二十二條―第二十六條)」を 第五

第六

章 訴訟(第二十二條―第二十四條)

章 情報提供(第二十五條) に改める。

章 補則(第二十六條―第三十一條)

第一条中「権利」の下に「及び行政機関の諸活動に関する情報の提供」を、「もって」の下に「国民の知る権利を保障し、」を加え、「の的確な理解と批判の下にある」を「による行政の監視及び国民の行政への参加並びに」に改め、「公正で」の下に「透明性の高い」を加える。

第五条に次のただし書を加える。

ただし、当該開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するときは、この限りでない。

第五条第一号ハ中「職及び」の下に「氏名並びに」を、「部分」の下に「（当該氏名を公にすることにより当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれがある場合又は当該公務員等の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあつては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分）」を加え、同号に次のように加える。

二 当該個人が行政機関に置かれた審議会その他の合議制の機関又は行政機関において開催された専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合において意見の表明又は説明を行った場合において、当該情報が当該意見表明又は説明に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該個人の氏名及び当該意見表明又は説明の内容に係る部分（当該個人の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあつては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分）

第五条第二号中「次に掲げる」を「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」に改め、同号イ及びロを削り、同条第三号及び第四号中「相当の」を「十分な」に改め、同条第五号中「、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」を削る。

第六条第一項中「場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる」を削り、「対し、当該」を「対し、不開示情報が記録されている」に、「部分を除いた部分に有意の情報」が記録されていないと認められる」を「不開示情報が記録されている部分を区分して除くことが困難である」に改める。

第九条に次の一項を加える。

3 前二項の規定による通知（開示請求に係る行政文書の全部を開示するときを除く。）には、当該決定の根拠となるこの法律の条項及び当該条項に該当すると判断した理由（第五条各号に該当することを当該決定の根拠とする場合にあつては不開示情報が記録されている部分ごとに当該決定の根拠となる条項及び当該条項に該当すると判断した理由、開示請求に係る行政文書を保有していないことを当該決定の根拠とする場合にあつては当該行政文書の作成又は取得及び廃棄の有無その他の行政文書の保有の有無

に関する理由)をできる限り具体的に記載しなければならない。

第十条第一項中「前条各項」を「前条第一項及び第二項」に、「三十日」を「十四日(行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 開示請求者は、第一項に規定する期間内に開示決定等がされない場合であつて前項の規定による通知がないとき、又は同項に規定する延長後の期間内に開示決定等がされない場合には、次条第一項後段の規定による通知を受けた場合を除き、行政機関の長が開示請求に係る行政文書について前条第二項の決定をしたものとみなすことができる。

第十一条中「開示請求があつた日から六十日以内」を「前条第一項に規定する期間に三十日を加えた期間内」に、「すべて」を「全て」に、「前条」を「同項及び同条第二項」に改め、「については」の下に「第十六条第五項の規定による予納があつた後」を加え、「同条第一項」を「前条第一項」に改め、同条第一号中「本条」を「この項」に改め、同条第二号中「開示決定等をする期限」を「第十六条第五項の規定による予納があつた日から開示決定等をする日までに要すると認められる期間」に改め、同条に次の二

項を加える。

2 前項の規定により行政機関の長が開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき開示決定等をした場合における第九条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「その旨及び」とあるのは「その旨及び第十六条第五項に規定する見込額その他」と、同条第二項中「その旨」とあるのは「その旨及び第十六条第五項に規定する見込額」とする。

3 開示請求者は、第一項第二号の期間内に開示決定等がされない場合には、行政機関の長が同項の残りの行政文書（第十六条において単に「残りの行政文書」という。）について第九条第二項の決定をしたものとみなすことができる。

第十二条の二第二項中「みなして、独立行政法人等情報公開法」の下に「（第十七条第一項を除く。）」を加え、「第四条第二項」とあるのは「」を「第四条第二項」とあるのは、「」に改め、「、独立行政法人等情報公開法第十七条第一項中「開示請求をする者又は法人文書」とあるのは「法人文書」と、「により、それぞれ」とあるのは「により」と、「開示請求に係る手数料又は開示」とあるのは「開示」と」を削る。

第十三条第三項中「第十八条」を「第十八条第一項」に改める。

第十四条第二項中「受ける」の下に「ことができることとなった」を加え、同条第三項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第十六条第一項中「開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者」を「次に掲げる者が開示請求をするとき」に改め、「、それぞれ」を削り、「又は開示の実施に係る手数料」を「（第八項において「開示請求手数料」という。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一 会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第一号に規定する会社、同条第二号に規定する外国会社その他これらに類するものとして政令で定める法人（第三号において「会社等」という。）又はその代理人

二 営利を目的とする事業として若しくは当該事業のために開示請求をする当該事業を営む個人（次号において「個人事業者」という。）又はその代理人

三 会社等若しくは個人事業者の事業として又は当該事業のために開示請求をする当該会社等の役員若しくは従業員又は当該個人事業者の従業員

第十六条第三項中「第一項の手数料」を「開示実施手数料」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の手数料」を「開示実施手数料」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の開示の実施に係る手数料（以下この条において「開示実施手数料」という。）を納めなければならない。
第十六条に次の四項を加える。

5 第十一条第一項の規定により行政機関の長が開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき開示決定等をした場合には、開示請求者は、政令で定めるところにより、第九条第一項又は第二項の規定による当該開示決定等の通知があった日から三十日以内に、残りの行政文書の全部を開示とした場合の開示実施手数料の額の範囲内で政令で定める額（次項及び第七項において「見込額」という。）を予納しなければならない。

6 前項の規定により見込額を予納した者は、当該見込額が残りの行政文書について納付すべき開示実施手数料の額（次項において「要納付額」という。）に足りないときは、政令で定めるところにより、そ

の不足額を納めなければならない。

7 第五項の規定により予納した見込額が要納付額を超える場合には、その超える額について、政令で定めるところにより、還付する。ただし、残りの行政文書についての開示決定に基づき行政文書の開示を受けることができることとなつた者が第十四条第三項に規定する期間内に同条第二項の規定による申出をしない場合において、行政機関の長が当該期間を経過した日から三十日以内に当該申出をすべき旨を催告したにもかかわらず、正当な理由がなくこれに応じないときは、この限りでない。

8 開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、開示請求手数料又は開示実施手数料のほか、送付に要する費用を納付して、第九条第一項若しくは第二項の規定による通知に係る書面又は行政文書の写しの送付を求めることができる。

「第三章 不服申立て等」を「第三章 不服申立て」に改める。

第十八条第二号中「又は変更し」を「、又は変更し」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により諮問をした行政機関の長は、当該諮問に係る不服申立てがあつた日から当該諮問をした日までの期間（行政不服審査法第二十一条（同法第四十八条において準用する場合を含む。）の規

定により補正を命じた場合にあっては、当該補正に要した期間は、算入しない。以下この項において「諮問までの期間」という。）が九十日を超えた場合には、第二十七条第一項の報告において、諮問までの期間及び諮問までの期間が九十日を超えた理由を記載しなければならない。

第十九条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第二十一条を次のように改める。

（内閣総理大臣の勧告）

第二十一条 第十八条第一項の規定により諮問をした行政機関（会計検査院を除く。次項及び第二十八条において同じ。）の長は、当該諮問に係る不服申立てに対する裁決又は決定をしようとするときは、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするときを除き、あらかじめ、その内容を内閣総理大臣に通知しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による通知に係る諮問に対する情報公開・個人情報保護審査会の答申の内容及び第七条の規定の趣旨に照らして必要があると認めるときは、当該行政機関の長に対し、当該答申の内容に沿った裁決又は決定、同条の規定による開示その他の必要な措置を講ずべき旨の勧告をし、

当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

第二十六条を第三十一条とする。

第二十五条中「のつとり、」の下に「情報公開条例（地方公共団体又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該地方公共団体の条例をいう。次条において同じ。）の制定その他の」を加え、同条を第二十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（情報公開訴訟に関する規定の準用）

第三十条 第二十三条及び第二十四条の規定は、情報公開条例の規定による開示決定等に相当する処分又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟の手續について準用する。

第二十三条及び第二十四条を削る。

第二十二條第二項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条を第二十六条とし、同条の次に次の二条を加える。

（施行状況の報告等）

第二十七条 行政機関の長は、この法律の施行の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

ならない。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要（第十八条第二項に規定する九十日を超えた場合における報告については、諮問ごとに、同項の規定により記載しなければならないとされる事項）を公表しなければならない。

（内閣総理大臣の勧告）

第二十八条 内閣総理大臣は、この法律を実施するため特に必要があると認める場合には、行政機関の長に対し、情報の公開について改善すべき旨の勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

第四章を第六章とし、第三章の次に次の二章を加える。

第四章 訴訟

（管轄及び移送の特例）

第二十二條 開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。第三十条において

同じ。)(以下「情報公開訴訟」という。)は、同法第十二条第一項から第四項までに定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所(次項において「特定地方裁判所」という。)にも、提起することができる。

2 前項の規定により特定地方裁判所に情報公開訴訟が提起された場合又は行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に情報公開訴訟が提起された場合においては、同条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の行政文書に係る情報公開訴訟が係属しているときは、当該特定地方裁判所又は当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

(釈明処分の特例)

第二十三条 情報公開訴訟においては、裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため、必要があると認めるときは、当該情報公開訴訟に係る開示決定等をした行政機関の長に対し、当該情報公開訴訟に係る行政文書

に記録されている情報の内容、第九条第三項の規定により記載しなければならないとされる事項その他の必要と認める事項を裁判所の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、及び提出するよう求める処分をすることができる。

(口頭弁論の期日外における行政文書の証拠調べ)

第二十四条 情報公開訴訟においては、裁判所は、事案の内容、審理の状況、前条に規定する資料の提出の有無、当該資料の記載内容その他の事情を考慮し、特に必要があると認めるときは、申立てにより、当事者の同意を得て、口頭弁論の期日外において、当事者を立ち会わせないで、当該情報公開訴訟に係る行政文書を目的とする文書(民事訴訟法(平成八年法律第九号)第二百三十一条に規定する物件を含む。)の証拠調べ又は検証(以下この条において「弁論期日外証拠調べ」という。)をすることができる。

2 前項の申立てがあつたときは、被告は、当該行政文書を裁判所に提出し、又は提示することにより国の重大な利益を害する場合を除き、同項の同意を拒むことができないものとする。

3 裁判所が弁論期日外証拠調べをする旨の決定をしたときは、被告は、当該行政文書を裁判所に提出し

、又は提示しなければならない。この場合においては、何人も、その提出され、又は提示された行政文書の開示を求めることができない。

4 第一項の規定にかかわらず、裁判所は、相当と認めるときは、弁論期日外証拠調べの円滑な実施に必要な行為をさせるため、被告を弁論期日外証拠調べに立ち会わせることができる。

5 裁判所は、弁論期日外証拠調べが終わった後、必要があると認めるときは、被告に当該行政文書を再度提示させることができる。

第五章 情報提供

第二十五条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政機関の保有する次に掲げる情報であつて政令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録を適時に、国民に分かりやすい形で、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。

- 一 当該行政機関の組織及び業務に関する基礎的な情報
- 二 当該行政機関の所掌に係る制度に関する基礎的な情報
- 三 当該行政機関の所掌に係る経費及び収入の予算及び決算に関する情報

四 当該行政機関の組織及び業務並びに当該行政機関の所掌に係る制度についての評価並びに当該行政機関の所掌に係る経費及び収入の決算の検査に関する情報

五 当該行政機関の所管に係る次に掲げる法人に関する基礎的な情報

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）その他の特別の法律により設立された法人のうち、政令で定めるもの

ロ 当該行政機関の長が法律の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律に基づきその全部又は一部を行わせる法人を指定した場合におけるその指定を受けた法人のうち、政令で定めるもの

ハ イ又はロに掲げる法人に類するものとして政令で定める法人

2 行政機関の長は、同一の行政文書について二以上の者から開示請求があり、その全ての開示請求に対して当該行政文書の全部を開示する旨の決定をした場合であつて、当該行政文書について更に他の者から開示請求があると見込まれるときは、当該行政文書を適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するように努めるものとする。

3 前二項の規定によるもののほか、政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第二条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

「第三章 異議申立て等(第十八条―第二十一条)

「第三章 異議申立て(第十八条―第二

目次中 第四章 情報提供(第二十二条)

第四章 訴訟(第二十一条―第二十三

第五章 補則(第二十三条―第二十五条)

第五章 情報提供(第二十四条)

第六章 補則(第二十五条―第二十七

十条)

条)

に改める。

条)

第一条中「もつて」の下に「国民の知る権利を保障し、」を加える。

第五条に次のただし書を加える。

ただし、当該開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するときは、この限りでない。

第五条第一号ハ中「職及び」の下に「氏名並びに」を、「部分」の下に「（当該氏名を公にすることにより当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれがある場合又は当該公務員等の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあつては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分）」を加え、同号に次のように加える。

二 当該個人が独立行政法人等において開催された専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合において意見の表明又は説明を行った場合において、当該情報が当該意見表明又は説明に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該個人の氏名及び当該意見表明又は説明の内容に係る部分（当該個人の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあつては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分）

第五条第二号中「次に掲げる」を「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」に改め、同号イ及びロを削り、同条第三号中「、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」を削る。

第六条第一項中「場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる」を削り、「対し、当該」を「対し、不開示情報が記録されている」に、「部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められる」を「不開示情報が記録されている部分を区分して除くことが困難である」に改める。

第九条に次の一項を加える。

3 前二項の規定による通知（開示請求に係る法人文書の全部を開示するときを除く。）には、当該決定の根拠となるこの法律の条項及び当該条項に該当すると判断した理由（第五条各号に該当することを当該決定の根拠とする場合にあつては不開示情報が記録されている部分ごとに当該決定の根拠となる条項及び当該条項に該当すると判断した理由、開示請求に係る法人文書を保有していないことを当該決定の根拠とする場合にあつては当該法人文書の作成又は取得及び廃棄の有無その他の法人文書の保有の有無

に関する理由)をできる限り具体的に記載しなければならない。

第十条第一項中「前条各項」を「前条第一項及び第二項」に、「三十日」を「十四日(各独立行政法人等につき独立行政法人通則法第五十八条第一項又は労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第八十九条の規定に基づき規程又は就業規則において定められた休日の日数は、算入しない。)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 開示請求者は、第一項に規定する期間内に開示決定等がされない場合であつて前項の規定による通知がないとき、又は同項に規定する延長後の期間内に開示決定等がされない場合には、次条第一項後段の規定による通知を受けた場合を除き、独立行政法人等が開示請求に係る法人文書について前条第二項の決定をしたものとみなすことができる。

第十一条中「開示請求があつた日から六十日以内」を「前条第一項に規定する期間に三十日を加えた期間内」に、「すべて」を「全て」に、「前条」を「同項及び同条第二項」に改め、「については」の下に「第十七条第五項の規定による予納があつた後」を加え、「同条第一項」を「前条第一項」に改め、同条第一号中「本条」を「この項」に改め、同条第二号中「開示決定等をする期限」を「第十七条第五項の規

定による予納があつた日から開示決定等をする日までに要すると認められる期間」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定により独立行政法人等が開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分につき開示決定等をした場合における第九条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「その旨及び」とあるのは「その旨及び第十七条第五項に規定する見込額その他」と、同条第二項中「その旨」とあるのは「その旨及び第十七条第五項に規定する見込額」とする。

3 開示請求者は、第一項第二号の期間内に開示決定等がされない場合には、独立行政法人等が同項の残りの法人文書（第十七条において単に「残りの法人文書」という。）について第九条第二項の決定をしたものとみなすことができる。

第十三条第二項中「みなして、行政機関情報公開法」の下に「（第十六条第一項を除く。）」を加え、「第四条第二項」とあるのは「第四条第二項」とあるのは、「」に改め、「行政機関情報公開法第十条第一項中「開示請求をする者又は行政文書」とあるのは「行政文書」と、「により、それぞれ」とあるのは「により」と、「開示請求に係る手数料又は開示」とあるのは「開示」と」を削る。

第十五条第三項中「受ける」の下に「ことができることとなった」を加え、同条第四項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第十七条第一項中「開示請求をする者又は法人文書の開示を受ける者」を「次に掲げる者が開示請求をするとき」に改め、「、それぞれ」を削り、「又は開示の実施に係る手数料」を「（第九項において「開示請求手数料」という。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一 会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第一号に規定する会社、同条第二号に規定する外国会社その他これらに類するものとして政令で定める法人（第三号において「会社等」という。）又はその代理人

二 営利を目的とする事業として若しくは当該事業のために開示請求をする当該事業を営む個人（次号において「個人事業者」という。）又はその代理人

三 会社等若しくは個人事業者の事業として又は当該事業のために開示請求をする当該会社等の役員若しくは従業員又は当該個人事業者の従業員

第十七条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第三項中「第十六条第

三項」を「第十六条第四項」に、「第一項の手数料」を「開示実施手数料」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の五項を加える。

5 第十一条第一項の規定により独立行政法人等が開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分につき開示決定等をした場合には、開示請求者は、独立行政法人等の定めるところにより、第九条第一項又は第二項の規定による当該開示決定等の通知があつた日から三十日以内に、残りの法人文書についての開示実施手数料の見込額を予納しなければならない。

6 前項の見込額は、残りの法人文書の全部を開示するとした場合の開示実施手数料の額の範囲内において、行政機関情報公開法第十六条第五項に規定する見込額を参酌して、独立行政法人等が定める。

7 第五項の規定により見込額を予納した者は、当該見込額が残りの法人文書について納付すべき開示実施手数料の額（次項において「要納付額」という。）に足りないときは、独立行政法人等の定めるところにより、その不足額を納めなければならない。

8 第五項の規定により予納した見込額が要納付額を超える場合には、その超える額について、独立行政法人等の定めるところにより、還付する。ただし、残りの法人文書についての開示決定に基づき法人文

書の開示を受けることができることとなつた者が第十五条第四項に規定する期間内に同条第三項の規定による申出をしない場合において、独立行政法人等が当該期間を経過した日から三十日以内に当該申出をすべき旨を催告したにもかかわらず、正当な理由がなくこれに応じないときは、この限りでない。

9 開示請求をする者又は法人文書の開示を受ける者は、独立行政法人等の定めるところにより、それぞれ、開示請求手数料又は開示実施手数料のほか、送付に要する費用を納付して、第九条第一項若しくは第二項の規定による通知に係る書面又は法人文書の写しの送付を求めることができる。

第十七条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「第十六条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法人文書の開示を受ける者は、独立行政法人等の定めるところにより、開示の実施に係る手数料（以下この条において「開示実施手数料」という。）を納めなければならない。

「第三章 異議申立て等」を「第三章 異議申立て」に改める。

第十八条第二項第二号中「又は」を「、又は」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項の規定により諮問をした独立行政法人等は、当該諮問に係る異議申立てがあつた日から当該諮問

をした日までの期間（行政不服審査法第四十八条において準用する同法第二十一条の規定により補正を命じた場合にあつては、当該補正に要した期間は、算入しない。以下この項において「諮問までの期間」という。）が九十日を超えた場合には、第二十六条第一項の報告において、諮問までの期間及び諮問までの期間が九十日を超えた理由を記載しなければならない。

第二十一条を削る。

第二十五条を第二十七条とする。

第二十四条を削る。

第二十三条第二項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条を第二十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（施行状況の報告等）

第二十六条 独立行政法人等は、この法律の施行の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要（第十八条第三項に規定する九十日を

超えた場合における報告については、諮問ごとに、同項の規定により記載しなければならないとされる事項)を公表しなければならない。

第五章を第六章とする。

第二十二條第一項中「作成し、適時に」を「適時に、国民に分かりやすい形で」に改め、同條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 独立行政法人等は、同一の法人文書について二以上の者から開示請求があり、その全ての開示請求に対して当該法人文書の全部を開示する旨の決定をした場合であつて、当該法人文書について更に他の者から開示請求があると見込まれるときは、当該法人文書を適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するように努めるものとする。

第四章中第二十二條を第二十四條とし、同章を第五章とする。

第三章の次に次の一章を加える。

第四章 訴訟

(管轄及び移送の特例)

第二十一条 開示決定等又はこれに係る異議申立てに対する決定に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和三十一年法律第三十九号）第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。）（以下「情報公開訴訟」という。）は、同法第十二条第一項から第四項までに定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所（次項において「特定地方裁判所」という。）にも、提起することができる。

2 前項の規定により特定地方裁判所に情報公開訴訟が提起された場合又は行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に情報公開訴訟が提起された場合においては、同条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の法人文書に係る情報公開訴訟が係属しているときは、当該特定地方裁判所又は当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

（釈明処分の特例）

第二十二条 情報公開訴訟においては、裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため、必要があると認めるとき

は、被告に対し、当該情報公開訴訟に係る法人文書に記録されている情報の内容、第九条第三項の規定により記載しなければならないとされる事項その他の必要と認める事項を裁判所の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、及び提出するよう求める処分をすることができる。

(口頭弁論の期日外における法人文書の証拠調べ)

第二十三条 情報公開訴訟においては、裁判所は、事案の内容、審理の状況、前条に規定する資料の提出の有無、当該資料の記載内容その他の事情を考慮し、特に必要があると認めるときは、申立てにより、当事者の同意を得て、口頭弁論の期日外において、当事者を立ち会わせないで、当該情報公開訴訟に係る法人文書を目的とする文書（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百三十一条に規定する物件を含む。）の証拠調べ又は検証（以下この条において「弁論期日外証拠調べ」という。）をすることができる。

2 前項の申立てがあつたときは、被告は、当該法人文書を裁判所に提出し、又は提示することにより国の重大な利益を害する場合を除き、同項の同意を拒むことができないものとする。

3 裁判所が弁論期日外証拠調べをする旨の決定をしたときは、被告は、当該法人文書を裁判所に提出し

、又は提示しなければならない。この場合においては、何人も、その提出され、又は提示された法人文書の開示を求めることができない。

4 第一項の規定にかかわらず、裁判所は、相当と認めるときは、弁論期日外証拠調べの円滑な実施に必要な行為をさせるため、被告を弁論期日外証拠調べに立ち会わせることができる。

5 裁判所は、弁論期日外証拠調べが終わった後、必要があると認めるときは、被告に当該法人文書を再度提示させることができる。

(内閣府設置法の一部改正)

第三条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十七条」を「第六十八条」に改める。

第四条第三項第二十八号中「はく奪」を「剥奪」に改め、同項第四十一号の次に次の一号を加える。

四十一の二 行政機関（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第二条第一項に規定するものをいう。）及び独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）第二条第一項に規定するものをいう。）の保有する情報の

公開に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

本則に次の一条を加える。

(事務の分掌)

第六十八条 内閣総理大臣は、管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所、内閣府の所掌事務のうち、第四条第三項第四十一号の二に掲げる事務に関する調査並びに資料の収集及び整理に関する事務並びに次に掲げる案内所に関する事務を分掌させることができる。

一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第二十六条第二項の案内所

二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第二十五条第二項の案内所

(総務省設置法の一部改正)

第四条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「掲げる事務」の下に「並びに内閣府設置法第六十八条の規定により管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に属させられた事務」を加え、同条第二項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項

とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所は、第一項に規定する管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所
所に属させられた事務については、内閣総理大臣の指揮監督を受けるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の行政機関の保有する情報の公開に関する法律(第三項及び第四項において「新行政機関情報公開法」という。)第二章の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)
。以後にされた開示請求(行政機関の保有する情報の公開に関する法律第四条第一項に規定する開示請求をいう。以下この項及び次項において同じ。)について適用し、施行日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、施行日以後にされた開示請求に係る行政文書(行政機関の保有する情報の公

開に関する法律第二条第二項に規定する行政文書をいう。)又は施行日以後にされた利用請求(公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号。以下この項及び次条第二項において「公文書管理法」という。)第十六条第二項に規定する利用請求をいう。次条第二項及び附則第九条第一項において同じ)に係る特定歴史公文書等(公文書管理法第二条第七項に規定する特定歴史公文書等をいう。次条第二項において同じ。)に、法人等(行政機関の保有する情報の公開に関する法律第五条第二号に規定する法人等をいう。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、行政機関(同法第二条第一項に規定する行政機関をいう。)の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に施行日前に提供されたものが記録されている場合については、第一条の規定による改正前の行政機関の保有する情報の公開に関する法律(第四項において「旧行政機関情報公開法」という。)第五条第二号(公文書管理法第十六条第一項第一号口において引用する場合を含む。)の規定は、なおその効力を有する。

3 新行政機関情報公開法第十八条第二項及び第二十一条の規定は、それぞれ、施行日以後にされた諮問(行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十八条の規定による諮問をいう。以下この項において同じ)及び当該諮問に係る不服申立てに対する裁決又は決定について適用し、施行日前にされた諮問及び当

該諮問に係る不服申立てに対する裁決又は決定については、なお従前の例による。

4 新行政機関情報公開法第四章及び第三十条の規定は、施行日前に生じた事項にも適用する。ただし、旧行政機関情報公開法第二十一条の規定により生じた効力を妨げない。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(第三項及び第四項において「新独立行政法人等情報公開法」という。)第二章の規定は、施行日以後にされた開示請求(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第四条第一項に規定する開示請求をいう。以下この項及び次項において同じ。)について適用し、施行日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、施行日以後にされた開示請求に係る法人文書(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第二条第二項に規定する法人文書をいう。)又は施行日以後にされた利用請求に係る特定歴史公文書等に、法人等(同法第五条第二号に規定する法人等をいう。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、独立行政法人等(同法第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。)の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に施行日前に提供されたものが記録されている

場合については、第二条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（第四項において「旧独立行政法人等情報公開法」という。）第五条第二号（公文書管理法第十六条第一項第二号口において引用する場合を含む。）の規定は、なおその効力を有する。

3 新独立行政法人等情報公開法第十八条第三項の規定は、施行日以後にされた諮問（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第十八条第二項の規定による諮問をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前にされた諮問については、なお従前の例による。

4 新独立行政法人等情報公開法第四章の規定は、施行日前に生じた事項にも適用する。ただし、旧独立行政法人等情報公開法第二十一条の規定により生じた効力を妨げない。

（行政機関の保有する個人情報保護に関する法律の一部改正）

第四条 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二号ハ中「職及び」の下に「氏名並びに」を、「部分」の下に「（当該氏名を開示することにより当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれがある場合又は当該公務員等の権利利益を保護する

ため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあつては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を加え、同号に次のように加える。

二 当該個人が行政機関に置かれた審議会その他の合議制の機関又は行政機関において開催された専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合において意見の表明又は説明を行った場合において、当該情報が当該意見表明又は説明に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該個人の氏名及び当該意見表明又は説明の内容に係る部分（当該個人の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあつては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分）

第十四条第三号中「次に掲げる」を「開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」に改め、同号イ及びロを削り、同条第四号及び第五号中「相当の」を「十分な」に改め、同条第六号中「、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」を削る。

第十五条第一項中「場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができる」を削り、「当該」を「不開示情報に該当する」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該不開示情報に該当する部分を区分して除くことが困難であるときは、この限りでない。

(行政機関の保有する個人情報に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 前条の規定による改正後の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第十四条及び第十五条の規定は、施行日以後にされた開示請求（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第十二条第二項に規定する開示請求をいう。以下この条において同じ。）について適用し、施行日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、施行日以後にされた開示請求に係る保有個人情報（行政機関の保有する個人情報に関する法律第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。）に、法人等（同法第十四条第三号に規定する法人等をいう。）に関する情報又は開示請求者（同法第十三条第三項に規定する開示請求者をいう。）以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、行政機関（同法第二条第一項に規定する行政機関をいう。）の要請を受けて、開示しないと条件で任意に施行日前に提供されたものが含まれている場合については、前条の規定による改正前の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第十四条第三号の規定は、なおその効力を有する。

(独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律の一部改正)

第六条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二号ハ中「職及び」の下に「氏名並びに」を、「部分」の下に「(当該氏名を開示することにより当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれがある場合又は当該公務員等の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあつては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分)」を加え、同号に次のように加える。

ニ 当該個人が独立行政法人等において開催された専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合において意見の表明又は説明を行った場合において、当該情報が当該意見表明又は説明に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該個人の氏名及び当該意見表明又は説明の内容に係る部分(当該個人の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあつては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分)

第十四条第三号中「次に掲げる」を「開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の

地位その他正当な利益を害するおそれがある」に改め、同号イ及びロを削り、同条第四号中「、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」を削る。

第十五条第一項中「場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができる」を削り、「当該」を「不開示情報に該当する」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該不開示情報に該当する部分を区分して除くことが困難であるときは、この限りでない。

(独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七条 前条の規定による改正後の独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律第十四条及び第十五条の規定は、施行日以後にされた開示請求（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第十二条第二項に規定する開示請求をいう。以下この条において同じ。）について適用し、施行日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、施行日以後にされた開示請求に係る保有個人情報（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。）に、法人等（同法第十四条第三号に規定する法人等をいう。）に関する情報又は開示請求者（同法第十三条第三項に規定する開示

請求者をいう。) 以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、独立行政法人等(同法第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。)の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に施行日前に提供されたものが含まれている場合については、前条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律第十四条第三号の規定は、なおその効力を有する。

(公文書等の管理に関する法律の一部改正)

第八条 公文書等の管理に関する法律の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第一号ハ及びニ中「相当の」を「十分な」に改め、同条第三項中「係る情報」の下に「(以下この項において「利用制限情報」という。)」を加え、「を容易に区分して除くことができる」を「以外の部分がある」に改め、「除いた部分を」を削り、同項ただし書中「部分を除いた部分に有意の情報記録されていないと認められる」を「利用制限情報が記録されている部分を区分して除くことが困難である」に改める。

第二十二條に次の一項を加える。

2 独立行政法人等情報公開法第二十二條及び第二十三條の規定は、利用請求に対する処分又はこれに係

る異議申立てに対する決定に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。）について準用する。この場合において、独立行政法人等情報公開法第二十二条中「情報公開訴訟において」とあるのは「利用請求訴訟（公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）第十六条第二項に規定する利用請求に対する処分又はこれに係る異議申立てに対する決定に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。）をいう。以下同じ。）において」と、「情報公開訴訟に係る法人文書に記録されている情報の内容、第九条第三項の規定により記載しなければならないとされる事項」とあるのは「利用請求訴訟に係る特定歴史公文書等（公文書管理法第二条第七項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。）に記録されている情報の内容」と、独立行政法人等情報公開法第二十三条第一項中「情報公開訴訟」とあるのは「利用請求訴訟」と、「前条」とあるのは「公文書管理法第二十二條第二項の規定により読み替えて準用する前条」と、同項から同条第三項まで及び同条第五項中「法人文書」とあるのは「特定歴史公文書等」と、同条第二項中「前項」とあるのは「公文書管理法第二十二條第二項の規定により読み替えて準用する前項」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「公文書管理法第二十二條第二項の規定により読み替

えて準用する第一項」と読み替えるものとする。

(公文書等の管理に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九条 前条の規定による改正後の公文書等の管理に関する法律(次項において「新公文書管理法」という。)
。第十六条の規定は、施行日以後にされた利用請求について適用し、施行日前にされた利用請求については、なお従前の例による。

2 新公文書管理法第二十二条第二項の規定は、施行日前に生じた事項にも適用する。

(会計検査院法の一部改正)

第十条 会計検査院法(昭和二十二年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十九条の二第一項中「第十八条」を「第十八条第一項」に改める。

第十九条の五中「三十万円」を「五十万円」に改める。

(政治資金規正法の一部改正)

第十一条 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条の十六第十項中「規定する不開示情報」の下に「(以下この項及び第十三項において「不開示

情報」という。)」を加え、同条第十一項中「三十日」を「十四日(行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)」に改め、同条第二十一項及び第二十二項を削り、同条第二十項を同条第三十二項とし、同条第十九項中「開示請求をする者又は少額領収書等の写しの開示を受ける者は、それぞれ」を「行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十六条第一項各号に掲げる者が開示請求をするときは」に、「又は開示の実施に係る手数料」を「(第三十一項において「開示請求手数料」という。)」に改め、同項を同条第二十六項とし、同項の次に次の五項を加える。

27 少額領収書等の写しの開示を受ける者は、政令で定めるところにより、開示実施手数料(開示の実施に係る手数料であつて、その額につき、総務大臣に対する開示請求にあつては実費の範囲内において政令で、都道府県の選挙管理委員会に対する開示請求にあつては実費の範囲内において当該都道府県の条例で、それぞれ定めるものをいう。以下この条において同じ。)を納めなければならない。

28 第十六項の規定により総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会が開示請求に係る少額領収書等の写しのうち相当の部分につき開示決定をした場合には、開示請求者は、政令で定めるところにより、第十

一項の規定による当該開示決定の通知があつた日から三十日以内に、見込額（残りの少額領収書等の写しの全部を開示するとした場合の開示実施手数料の額の範囲内で、総務大臣に対する開示請求にあつては政令で、都道府県の選挙管理委員会に対する開示請求にあつては当該都道府県の条例で、それぞれ定める額をいう。次項及び第三十項において同じ。）を予納しなければならない。

29 前項の規定により見込額を予納した者は、当該見込額が残りの少額領収書等の写しについて納付すべき開示実施手数料の額（次項において「要納付額」という。）に足りないときは、政令で定めるところにより、その不足額を納めなければならない。

30 第二十八項の規定により予納した見込額が要納付額を超える場合には、その超える額について、政令で定めるところにより、還付する。ただし、残りの少額領収書等の写しについての開示決定に基づき少額領収書等の写しの開示を受けることができることとなつた者が第二十一項に規定する期間内に第二十九項の規定による申出をしない場合において、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会が当該期間を経過した日から三十日以内に当該申出をすべき旨を催告したにもかかわらず、正当な理由がなくこれに応じないときは、この限りでない。

31 開示請求をする者又は少額領収書等の写しの開示を受ける者は、第十一項若しくは第十二項の規定による通知に係る書面又は少額領収書等の写しに係る写しの送付を求めることができる。この場合において、総務大臣に対して開示請求をする者又は少額領収書等の写しの開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、開示請求手数料又は開示実施手数料のほか、送付に要する費用を納めなければならない。

第十九条の十六中第十八項を第二十五項とし、第十七項を第二十四項とし、第十六項を第二十三項とし、第十五項を第十九項とし、同項の次に次の三項を加える。

20 開示決定に基づき少額領収書等の写しの開示を受けることができるとなつた者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、その求める開示の実施の方法その他の総務省令で定める事項を申し出なければならない。

21 前項の規定による申出は、第十一項の規定による通知があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

22 開示決定に基づき少額領収書等の写しの開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から三十日以内に限り、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。

この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第十九条の十六第十四項中「第六項の規定により少額領収書等の写しの提出があつた日から六十日以内にそのすべて」を「第十一項に規定する期間に三十日を加えた期間内にその全て」に、「第十一項の決定」を「開示決定」に、「前項」を「同項及び第十四項」に、「当該決定をし」を「開示決定をし」に、「相当の期間内に当該決定」を「第二十八項の規定による予納があつた後相当の期間内に開示決定」に改め、同項第一号中「本項」を「この項」に改め、同項第二号中「開示決定をする期限」を「第二十八項の規定による予納があつた日から開示決定をする日までに要すると認められる期間」に改め、同項を同条第十六項とし、同項の次に次の二項を加える。

17 前項の規定により総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会が開示請求に係る少額領収書等の写しのうちの相当の部分につき開示決定をした場合における第十一項の規定の適用については、同項中「その旨及び」とあるのは、「その旨及び第二十八項に規定する見込額その他」とする。

18 開示請求者は、第十六項第二号の期間内に開示決定がされない場合には、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会が同項の残りの少額領収書等の写し（以下この条において単に「残りの少額領収書等の写し」という。）について第十二項の決定をしたものとみなすことができる。

第十九条の十六第十三項を同条第十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

15 開示請求者は、第十一項に規定する期間内に同項の決定（以下この条において「開示決定」という。）がされない場合であつて前項の規定による通知がないとき、又は同項に規定する延長後の期間内に開示決定がされない場合には、次項後段の規定による通知を受けた場合を除き、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会が開示請求に係る少額領収書等の写しについて第十二項の決定をしたものとみなすことができる。

第十九条の十六第十二項の次に次の一項を加える。

13 前二項の規定による通知（開示請求に係る少額領収書等の写しの全部を開示するときを除く。）には、当該決定の根拠となるこの法律の条項及び当該条項に該当すると判断した理由（当該少額領収書等の写しに不開示情報が記録されていることを当該決定の根拠とする場合にあつては、不開示情報が記録さ

れている部分ごとに当該決定の根拠となる行政機関の保有する情報の公開に関する法律の条項及び当該条項に該当すると判断した理由)をできる限り具体的に記載しなければならない。

第十九条の十六に次の二項を加える。

33 開示決定若しくは第十二項の決定又はこれらに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟(行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。)

(次項において「少額領収書等開示訴訟」という。)のうち国を被告とするものは、同法第十二条第一項から第四項までに定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所(次項において「特定地方裁判所」という。)にも、提起することができる。

34 前項の規定により特定地方裁判所に少額領収書等開示訴訟が提起された場合又は行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に少額領収書等開示訴訟が提起された場合において、同条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の少額領収書等の写しに係る少額領収書等開示訴訟が係属しているときは、当該特定地方裁判所又は当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮

して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

第二十条の三第二項中「から三十日以内」とあるのは」を「」とあるのは」に、「から同日後三十日を経過する日までの間」と、同法第十一条中「開示請求があつた日から六十日以内」とあるのは「政治資金規正法第二十条第一項の規定により要旨が公表された日から同日後六十日を経過する日までの間」を「」と、同条第二項中「前項」とあるのは「政治資金規正法第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項」と、同条第三項中「第一項に」とあるのは「政治資金規正法第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一項に」と、同法第十一条第一項中「前条第一項」とあるのは「政治資金規正法第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第一項」に改める。

(政治資金規正法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 前条の規定による改正後の政治資金規正法（次項及び第三項において「新政治資金規正法」という。）第十九条の十六（第三十三項及び第三十四項を除く。）の規定は、施行日以後に少額領収書等の写し（政治資金規正法第十九条の十六第一項に規定する少額領収書等の写しをいう。以下この項において同

じ。）の開示請求（同条第二項に規定する開示請求をいう。以下この項において同じ。）があつた場合に
ついて適用し、施行日前に少額領収書等の写しの開示請求があつた場合については、なお従前の例による。
2 新政治資金規正法第十九条の十六第三十三項及び第三十四項の規定は、施行日前に生じた事項にも適用
する。ただし、前条の規定による改正前の政治資金規正法第十九条の十六第二十一項及び第二十二項の規
定により生じた効力を妨げない。

3 新政治資金規正法第二十条の三第二項の規定は、施行日以後に開示の請求（政治資金規正法第二十条の
三第一項に規定する開示の請求をいう。以下この項において同じ。）があつた場合について適用し、施行
日前に開示の請求があつた場合については、なお従前の例による。

（政党助成法の一部改正）

第十三条 政党助成法（平成六年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の二第二項中「から三十日以内」とあるのは「」とあるのは「」に、「から同日後三十日
を経過する日までの間」と、同法第十一条中「開示請求があつた日から六十日以内」とあるのは「政党助
成法第三十一条の規定により要旨が公表された日から同日後六十日を経過する日までの間」を「」と、同

条第二項中「前項」とあるのは「政党助成法第三十二条の二第二項の規定により読み替えられた前項」と、同条第三項中「第一項に」とあるのは「政党助成法第三十二条の二第二項の規定により読み替えられた第一項に」と、同法第十一条第一項中「前条第一項」とあるのは「政党助成法第三十二条の二第二項の規定により読み替えられた前条第一項」に改める。

(政党助成法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 前条の規定による改正後の政党助成法第三十二条の二第二項の規定は、施行日以後に開示の請求(政党助成法第三十二条の二第一項に規定する開示の請求をいう。以下この条において同じ。)があつた場合について適用し、施行日前に開示の請求があつた場合については、なお従前の例による。

(民事訴訟法の一部改正)

第十五条 民事訴訟法(平成八年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二百二十三条第四項中「相当の」を「十分な」に改める。

(民事訴訟法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 前条の規定による改正後の民事訴訟法の規定は、施行日前にされた文書提出命令の申立てにも適

用する。ただし、同条の規定による改正前の民事訴訟法の規定により生じた効力を妨げない。

(情報公開・個人情報保護審査会設置法の一部改正)

第十七条 情報公開・個人情報保護審査会設置法(平成十五年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号及び第八条第一項第一号中「第十八条」を「第十八条第一項」に改める。

理由

国の行政機関及び独立行政法人等に関する情報公開制度を充実した内容のものとするため、開示情報の拡大、開示決定等の期限の短縮、内閣総理大臣の勧告制度の導入、事後救済制度の強化等の所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案新旧対照条文

目次

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（第一条関係）	1
○独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）（第二条関係）	20
○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（第三条関係）	36
○総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（第四条関係）	38
○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（附則第四条関係）	39
○独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）（附則第六条関係）	43
○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（附則第八条関係）	46
○会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）（附則第十条関係）	49
○政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）（附則第十一条関係）	50
○政党助成法（平成六年法律第五号）（附則第十三条関係）	58
○民事訴訟法（平成八年法律第九号）（附則第十五条関係）	59
○情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）（附則第十七条関係）	61

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（第一条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案

公文書等の管理に関する法律による改正後

目次

第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 行政文書の開示（第三条―第十七条）
第三章 不服申立て（第十八条―第二十一条）
第四章 訴訟（第二十二条―第二十四条）
第五章 情報提供（第二十五条）
第六章 補則（第二十六条―第三十一条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利及び行政機関の諸活動に関する情報の提供につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって国民の知る権利を保障し、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民による行政の監視及び国民の行政への参加並びに公正で透明性の高い民主的な行政の推進に資することを目的とする。

第二章 行政文書の開示

目次

第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 行政文書の開示（第三条―第十七条）
第三章 不服申立て等（第十八条―第二十一条）
第四章 補則（第二十二條―第二十六條）
附則

第一章 （同上）

（目的）

第一条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

第二章 （同上）

(行政文書の開示義務)

第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しななければならない。ただし、当該開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するときは、この限りでない。

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等

(行政文書の開示義務)

第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しななければならない。

一 (同上)

イ (同上)

ロ (同上)

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等

う。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(当該氏名を公にすることにより当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれがある場合又は当該公務員等の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあつては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分)

二 当該個人が行政機関に置かれた審議会その他の合議制の機関又は行政機関において開催された専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合において意見の表明又は説明を行った場合において、当該情報が当該意見表明又は説明に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該個人の氏名及び当該意見表明又は説明の内容に係る部分(当該個人の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあつては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分)

二 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の

う。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護

地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき十分な理由がある情報

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき十分な理由がある情報

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利を及ぼすおそれがあるもの

六 (略)

。 するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利を及ぼすおそれがあるもの

六 (略)

(部分開示)

第六条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されているときは、開示請求者に対し、不開示情報が記録されている部分を除いた部分につき開示しなければならぬ。ただし、当該不開示情報が記録されている部分を区分して除くことが困難であるときは、この限りでない。

2 (略)

(開示請求に対する措置)

第九条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならぬ。

2 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならぬ。

3 前二項の規定による通知(開示請求に係る行政文書の全部を開示するときを除く。)には、当該決定の根拠となるこの法律の条項及び当該条項に該当すると判断した理由(第五条各号に該当することを当該決定の根拠とする場合にあつては不開示情報が記録されている部分)ごとに当該決定の根拠となる条項及び当該条項に

(部分開示)

第六条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならぬ。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 (略)

(開示請求に対する措置)

第九条 (同上)

2 (同上)

該当すると判断した理由、開示請求に係る行政文書を保有していないことを当該決定の根拠とする場合にあっては当該行政文書の作成又は取得及び廃棄の有無その他の行政文書の保有の有無に関する理由)をできる限り具体的に記載しなければならない。

(開示決定等の期限)

第十条 前条第一項及び第二項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から十四日(行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)以内にしなければならない。ただし、第四条第二項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 開示請求者は、第一項に規定する期間内に開示決定等がされない場合であつて前項の規定による通知がないとき、又は同項に規定する延長後の期間内に開示決定等がされない場合には、次条第一項後段の規定による通知を受けた場合を除き、行政機関の長が開示請求に係る行政文書について前条第二項の決定をしたものとみなすことができる。

(開示決定等の期限の特例)

(開示決定等の期限)

第十条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第四条第二項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 (同上)

(開示決定等の期限の特例)

第十一条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、前条第一項に規定する期間に三十日を加えた期間内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同項及び同条第二項の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については第十六条第五項の規定による予納があつた後相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、行政機関の長は、前条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この項を適用する旨及びその理由

二 残りの行政文書について第十六条第五項の規定による予納があつた日から開示決定等をする日までに要すると認められる期間

2| 前項の規定により行政機関の長が開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき開示決定等をした場合における第九条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「その旨及び」とあるのは「その旨及び第十六条第五項に規定する見込額その他」と、同条第二項中「その旨」とあるのは「その旨及び第十六条第五項に規定する見込額」とする。

3| 開示請求者は、第一項第二号の期間内に開示決定等がされない場合には、行政機関の長が同項の残りの行政文書（第十六条において単に「残りの行政文書」という。）について第九条第二項の決定をしたものとみなすことができる。

第十一条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 本条を適用する旨及びその理由

二 残りの行政文書について開示決定等をする期限

(独立行政法人等への事案の移送)

第十二条の二 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が独立行政法人等により作成されたものであるときその他独立行政法人等において独立行政法人等情報公開法第十条第一項に規定する開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該独立行政法人等と協議の上、当該独立行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、行政文書を移送を受けた独立行政法人等が保有する独立行政法人等情報公開法第二条第二項に規定する法人文書と、開示請求を移送を受けた独立行政法人等に対する独立行政法人等情報公開法第四条第一項に規定する開示請求とみなして、独立行政法人等情報公開法(第十七条第一項を除く。)の規定を適用する。この場合において、独立行政法人等情報公開法第十条第一項中「第四条第二項」とあるのは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第四条第二項」とする。

3 (略)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十三条 (略)

(独立行政法人等への事案の移送)

第十二条の二 (同上)

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、行政文書を移送を受けた独立行政法人等が保有する独立行政法人等情報公開法第二条第二項に規定する法人文書と、開示請求を移送を受けた独立行政法人等に対する独立行政法人等情報公開法第四条第一項に規定する開示請求とみなして、独立行政法人等情報公開法の規定を適用する。この場合において、独立行政法人等情報公開法第十条第一項中「第四条第二項」とあるのは「行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第四条第二項」と、独立行政法人等情報公開法第十七条第一項中「開示請求をする者又は法人文書」とあるのは「法人文書」と、「により、それぞれ」とあるのは「により」と、「開示請求に係る手数料又は開示」とあるのは「開示」とする。

3 (略)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十三条 (略)

2 (略)

3 行政機関の長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第十八条第一項及び第十九条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第十四条 (略)

2 開示決定に基づき行政文書の開示を受けることができることとなつた者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

3 前項の規定による申出は、第九条第一項の規定による通知があつた日から三十日以内になければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

4 (略)

(手数料)

第十六条 次に掲げる者が開示請求をするときは、政令で定めると

2 (略)

3 行政機関の長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第十八条及び第十九条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第十四条 (略)

2 開示決定に基づき行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

3 前項の規定による申出は、第九条第一項に規定する通知があつた日から三十日以内になければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

4 (略)

(手数料)

第十六条 開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政

ころにより、実費の範囲内において政令で定める額の開示請求に係る手数料（第八項において「開示請求手数料」という。）を納めなければならない。

一 会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第一号に規定する会社、同条第二号に規定する外国会社その他これらに類するものとして政令で定める法人（第三号において「会社等」という。）又はその代理人

二 営利を目的とする事業として若しくは当該事業のために開示請求をする当該事業を営む個人（次号において「個人事業者」という。）又はその代理人

三 会社等若しくは個人事業者の事業として又は当該事業のために開示請求をする当該会社等の役員若しくは従業員又は当該個人事業者の従業員

2| 行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の開示の実施に係る手数料（以下この条において「開示実施手数料」という。）を納めなければならない。

3| 開示実施手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

4| 行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

5| 第十一条第一項の規定により行政機関の長が開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき開示決定等をした場合には、開示請求者は、政令で定めるところにより、第九条第一項又は第二

令で定めるところにより、それぞれ、実費の範囲内において政令で定める額の開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。

2| 前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

3| 行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の手数料を減額し、又は免除することができる。

項の規定による当該開示決定等の通知があつた日から三十日以内に、残りの行政文書の全部を開示するとした場合の開示実施手数料の額の範囲内で政令で定める額（次項及び第七項において「見込額」という。）を予納しなければならない。

6 前項の規定により見込額を予納した者は、当該見込額が残りの行政文書について納付すべき開示実施手数料の額（次項において「要納付額」という。）に足りないときは、政令で定めるところにより、その不足額を納めなければならない。

7 第五項の規定により予納した見込額が要納付額を超える場合には、その超える額について、政令で定めるところにより、還付する。ただし、残りの行政文書についての開示決定に基づき行政文書の開示を受けることができることとなつた者が第十四条第三項に規定する期間内に同条第二項の規定による申出をしない場合において、行政機関の長が当該期間を経過した日から三十日以内に当該申出をすべき旨を催告したにもかかわらず、正当な理由がなくこれに応じないときは、この限りでない。

8 開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、開示請求手数料又は開示実施手数料のほか、送付に要する費用を納付して、第九条第一項若しくは第二項の規定による通知に係る書面又は行政文書の写しの送付を求めることができる。

第三章 不服申立て

（審査会への諮問）

第三章 不服申立て等

（審査会への諮問）

第十八条 開示決定等について行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長が会計検査院の長である場合にあつては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。

一 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

二 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第二十条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

2 | 前項の規定により諮問をした行政機関の長は、当該諮問に係る不服申立てがあつた日から当該諮問をした日までの期間（行政不服審査法第二十一条（同法第四十八条において準用する場合を含む。）の規定により補正を命じた場合にあつては、当該補正に要した期間は、算入しない。以下この項において「諮問までの期間」という。）が九十日を超えた場合には、第二十七条第一項の報告において、諮問までの期間及び諮問までの期間が九十日を超えた理由を記載しなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第十九条 前条第一項の規定により諮問をした行政機関の長は、次

第十八条 （同上）

一 （同上）

二 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第二十条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

（諮問をした旨の通知）

第十九条 前条の規定により諮問をした行政機関の長は、次に掲げ

に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
一〇三 (略)

(内閣総理大臣の勧告)

第二十一条 第十八条第一項の規定により諮問をした行政機関(会計検査院を除く。次項及び第二十八条において同じ。)の長は、当該諮問に係る不服申立てに対する裁決又は決定をしようとするときは、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするときを除き、あらかじめ、その内容を内閣総理大臣に通知しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による通知に係る諮問に対する情報公開・個人情報保護審査会の答申の内容及び第七条の規定の趣旨に照らして必要があると認めるときは、当該行政機関の長に対し、当該答申の内容に沿った裁決又は決定、同条の規定による開示その他の必要な措置を講ずべき旨の勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

る者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
一〇三 (略)

(訴訟の移送の特例)

第二十一条 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三十九号)第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等の取消しを求める訴訟又は開示決定等に係る不服申立てに対する裁決若しくは決定の取消しを求める訴訟(次項及び附則第二項において「情報公開訴訟」という。)が提起された場合においては、同法第十二条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の行政文書に係る開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟(同法第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。次項において同じ。)が係属しているときは、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同法第十二条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

2 前項の規定は、行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟で情報公開訴訟以外のものが提起された場合について準用する。

第四章 訴訟

(管轄及び移送の特例)

第二十二條 開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三十九号）第三條第一項に規定する抗告訴訟をいう。第三十條において同じ。）（以下「情報公開訴訟」という。）は、同法第十二條第一項から第四項までに定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所（次項において「特定地方裁判所」という。）にも、提起することができる。

2 前項の規定により特定地方裁判所に情報公開訴訟が提起された場合又は行政事件訴訟法第十二條第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に情報公開訴訟が提起された場合においては、同條第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の行政文書に係る情報公開訴訟が係属しているときは、当該特定地方裁判所又は当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同條第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

(釈明処分の特例)

第二十三條 情報公開訴訟においては、裁判所は、訴訟関係を明瞭

にするため、必要があると認めるときは、当該情報公開訴訟に係る開示決定等をした行政機関の長に対し、当該情報公開訴訟に係る行政文書に記録されている情報の内容、第九条第三項の規定により記載しなければならないとされる事項その他の必要と認める事項を裁判所の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、及び提出するよう求める処分をすることができる。

(口頭弁論の期日外における行政文書の証拠調べ)

第二十四条 情報公開訴訟においては、裁判所は、事案の内容、審理の状況、前条に規定する資料の有無、当該資料の記載内容その他の事情を考慮し、特に必要があると認めるときは、申立てにより、当事者の同意を得て、口頭弁論の期日外において、当事者を立ち会わせないで、当該情報公開訴訟に係る行政文書を目的とする文書（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百三十一条に規定する物件を含む。）の証拠調べ又は検証（以下この条において「証拠期日外証拠調べ」という。）をすることができる。

2 前項の申立てがあつたときは、被告は、当該行政文書を裁判所に提出し、又は提示することにより国の重大な利益を害する場合は除き、同項の同意を拒むことができないものとする。

3 裁判所が証拠期日外証拠調べをする旨の決定をしたときは、被告は、当該行政文書を裁判所に提出し、又は提示しなければならない。この場合においては、何人も、その提出され、又は提示された行政文書の開示を求めることができない。

4 第一項の規定にかかわらず、裁判所は、相当と認めるときは、

弁論期日外証拠調べの円滑な実施に必要な行為をさせるため、被告を弁論期日外証拠調べに立ち会わせることができる。

5| 裁判所は、弁論期日外証拠調べが終わった後、必要があると認めるときは、被告に当該行政文書を再度提示させることができる。

第五章 情報提供

第二十五条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政機関の保有する次に掲げる情報であつて政令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録を適時に、国民に分かりやすい形で、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。

一 当該行政機関の組織及び業務に関する基礎的な情報

二 当該行政機関の所掌に係る制度に関する基礎的な情報

三 当該行政機関の所掌に係る経費及び収入の予算及び決算に関する情報

四 当該行政機関の組織及び業務並びに当該行政機関の所掌に係る制度についての評価並びに当該行政機関の所掌に係る経費及び収入の決算の検査に関する情報

五 当該行政機関の所管に係る次に掲げる法人に関する基礎的な情報

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）その他の特別の法律により設立された法人のうち、政令で定めるもの

ロ 当該行政機関の長が法律の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律に基づきその全部又は一部を行わせる法人を指定した場合におけるその指定を受けた法人のうち、政令で定めるもの

ハ イ又はロに掲げる法人に類するものとして政令で定める法人

2| 行政機関の長は、同一の行政文書について二以上の者から開示請求があり、その全ての開示請求に対して当該行政文書の全部を開示する旨の決定をした場合であつて、当該行政文書について更に他の者から開示請求があると見込まれるときは、当該行政文書を適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するように努めるものとする。

3| 前二項の規定によるもののほか、政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

第六章 補則

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第二十六条 (略)

2 内閣総理大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。

第四章 (同上)

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第二十二條 (略)

2 総務大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。

(施行の状況の公表)

第二十三條 総務大臣は、行政機関の長に対し、この法律の施行の

(施行状況の報告等)

第二十七条 行政機関の長は、この法律の施行の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要(第十八条第二項に規定する九十日を超えた場合における報告については、諮問ごとに、同項の規定により記載しなければならない)とされる事項を公表しなければならない。

(内閣総理大臣の勧告)

第二十八条 内閣総理大臣は、この法律を実施するため特に必要があると思われる場合には、行政機関の長に対し、情報の公開について改善すべき旨の勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

(地方公共団体の情報公開)

状況について報告を求めることができる。

2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を表するものとする。

(行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実)

第二十四条 政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるよう、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

(地方公共団体の情報公開)

第二十九条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、情報公開条例（地方公共団体又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該地方公共団体の条例をいう。次条において同じ。）の制定その他のその保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

（情報公開訴訟に関する規定の準用）

第三十条 第二十三条及び第二十四条の規定は、情報公開条例の規定による開示決定等に相当する処分又はこれに係る不服申立てに對する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟の手續について準用する。

（政令への委任）

第三十一条 （略）

第二十五条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

（政令への委任）

第二十六条 （略）

○独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

公文書等の管理に関する法律による改正後

目次

第一章	総則（第一条・第二条）
第二章	法人文書の開示（第三条―第十七条）
第三章	異議申立て（第十八条―第二十条）
第四章	訴訟（第二十一条―第二十三条）
第五章	情報提供（第二十四条）
第六章	補則（第二十五条―第二十七条）
附則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、民主権の理念にのっとり、法人文書の開示を請求する権利及び独立行政法人等の諸活動に関する情報の提供につき定めること等により、独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって国民の知る権利を保障し、独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

第二章 法人文書の開示

（法人文書の開示義務）

目次

第一章	総則（第一条・第二条）
第二章	法人文書の開示（第三条―第十七条）
第三章	異議申立て等（第十八条―第二十一条）
第四章	情報提供（第二十二条）
第五章	補則（第二十三条―第二十五条）
附則	

第一章 （同上）

（目的）

第一条 この法律は、民主権の理念にのっとり、法人文書の開示を請求する権利及び独立行政法人等の諸活動に関する情報の提供につき定めること等により、独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

第二章 （同上）

（法人文書の開示義務）

第五条 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない。ただし、当該開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するときは、この限りでない。

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。

第五条 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない。

一 （同上）

イ （同上）

ロ （同上）

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。

）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該氏名を公にすることにより当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれがある場合又は当該公務員等の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあつては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二 当該個人が独立行政法人等において開催された専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合において意見の表明又は説明を行った場合において、当該情報が当該意見表明又は説明に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該個人の氏名及び当該意見表明又は説明の内容に係る部分（当該個人の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあつては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分）

二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

三 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

四 (略)

(部分開示)

第六条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されているときは、開示請求者に対し、不開示情報が記録されている部分を除いた部分につき開示しなければならぬ。ただし、当該不開示情報が記録されている部分を区分して除くことが困難であるときは、この限りでない。

2 (略)

(開示請求に対する措置)

第九条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、そ

ロ 独立行政法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

四 (略)

(部分開示)

第六条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 (略)

(開示請求に対する措置)

第九条 (同上)

の旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知し
なければならぬ。

2 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の全部を開示しな
いとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求
に係る法人文書を保有していないときを含む。）は、開示をしな
い旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知し
なければならぬ。

3 前二項の規定による通知（開示請求に係る法人文書の全部を開
示するときを除く。）には、当該決定の根拠となるこの法律の条
項及び当該条項に該当すると判断した理由（第五条各号に該当す
ることを当該決定の根拠とする場合にあつては不開示情報が記録
されている部分ごと）に当該決定の根拠となる条項及び当該条項に
該当すると判断した理由、開示請求に係る法人文書を保有してい
ないことを当該決定の根拠とする場合にあつては当該法人文書の
作成又は取得及び廃棄の有無その他の法人文書の保有の有無に関
する理由）をできる限り具体的に記載しなければならない。

（開示決定等の期限）

第十条 前条第一項及び第二項の決定（以下「開示決定等」とい
う。）は、開示請求があつた日から十四日（各独立行政法人等につ
き独立行政法人通則法第五十八条第一項又は労働基準法（昭和二
十二年法律第四十九号）第八十九条の規定に基づき規程又は就業
規則において定められた休日の日数は、算入しない。）以内に
なければならぬ。ただし、第四条第二項の規定により補正を求
めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入

2
（同上）

（開示決定等の期限）

第十条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示
請求があつた日から三十日以内にしなければならぬ。ただし、
第四条第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補
正に要した日数は、当該期間に算入しない。

しない。

2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、独立行政法人等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 開示請求者は、第一項に規定する期間内に開示決定等がされない場合であつて前項の規定による通知がないとき、又は同項に規定する延長後の期間内に開示決定等がされない場合には、次条第一項後段の規定による通知を受けた場合を除き、独立行政法人等が開示請求に係る法人文書について前条第二項の決定をしたものとみなすことができる。

(開示決定等の期限の特例)

第十一条 開示請求に係る法人文書が著しく大量であるため、前条第一項に規定する期間に三十日を加えた期間内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同項及び同条第二項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの法人文書については第十七条第五項の規定による予納があつた後相当の期間内に開示決定等がすれば足りる。この場合において、独立行政法人等は、前条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この項を適用する旨及びその理由

2 (同上)

(開示決定等の期限の特例)

第十一条 開示請求に係る法人文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの法人文書については相当の期間内に開示決定等がすれば足りる。この場合において、独立行政法人等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 本条を適用する旨及びその理由

二 残りの法人文書について第十七条第五項の規定による予納があつた日から開示決定等をする日までに要すると認められる期間

2| 前項の規定により独立行政法人等が開示請求に係る法人文書のうちの前項の部分につき開示決定等をした場合における第九条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「その旨及び」とあるのは「その旨及び第十七条第五項に規定する見込額その他」と、同条第二項中「その旨」とあるのは「その旨及び第十七条第五項に規定する見込額」とする。

3| 開示請求者は、第一項第二号の期間内に開示決定等がされない場合には、独立行政法人等が同項の残りの法人文書（第十七条において単に「残りの法人文書」という。）について第九条第二項の決定をしたものとみなすことができる。

（行政機関の長への事案の移送）

第十三条 独立行政法人等は、次に掲げる場合には、行政機関の長（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「行政機関情報公開法」という。）第三条に規定する行政機関の長をいう。以下この条において同じ。）と協議の上、当該行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした独立行政法人等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

一、四（略）

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案について

二 残りの法人文書について開示決定等をする期限

（行政機関の長への事案の移送）
第十三条 （同上）

一、四（略）

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案について

は、法人文書を移送を受けた行政機関が保有する行政機関情報公開法第二条第二項に規定する行政文書と、開示請求を移送を受けた行政機関の長に対する行政機関情報公開法第四条第一項に規定する開示請求とみなして、行政機関情報公開法(第十六条第一項を除く。)の規定を適用する。この場合において、行政機関情報公開法第十条第一項中「第四条第二項」とあるのは、「独立行政法人等情報公開法第四条第二項」とする。

3 (略)

(開示の実施)

第十五条 (略)

2 (略)

3 開示決定に基づき法人文書の開示を受けることができることとなつた者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした独立行政法人等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第九条第一項の規定による通知があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

5 (略)

は、法人文書を移送を受けた行政機関が保有する行政機関情報公開法第二条第二項に規定する行政文書と、開示請求を移送を受けた行政機関の長に対する行政機関情報公開法第四条第一項に規定する開示請求とみなして、行政機関情報公開法の規定を適用する。この場合において、行政機関情報公開法第十条第一項中「第四条第二項」とあるのは、「独立行政法人等情報公開法第四条第二項」と、行政機関情報公開法第十六条第一項中「開示請求をする者又は行政文書」とあるのは「行政文書」と、「により、それぞれ」とあるのは「により」と、「開示請求に係る手数料又は開示」とあるのは「開示」とする。

3 (略)

(開示の実施)

第十五条 (略)

2 (略)

3 開示決定に基づき法人文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした独立行政法人等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第九条第一項に規定する通知があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

5 (略)

(手数料)

第十七条 次に掲げる者が開示請求をするときは、独立行政法人等の定めるところにより、開示請求に係る手数料(第九項において「開示請求手数料」という。)を納めなければならない。

一 会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第一号に規定する会社、同条第二号に規定する外国会社その他これらに類するものとして政令で定める法人(第三号において「会社等」という。)又はその代理人

二 営利を目的とする事業として若しくは当該事業のために開示請求をする当該事業を営む個人(次号において「個人事業者」という。)又はその代理人

三 会社等若しくは個人事業者の事業として又は当該事業のために開示請求をする当該会社等の役員若しくは従業員又は当該個人事業者の従業員

2| 法人文書の開示を受ける者は、独立行政法人等の定めるところにより、開示の実施に係る手数料(以下この条において「開示実施手数料」という。)を納めなければならない。

3| 前二項の手数料の額は、実費の範囲内において、行政機関情報公開法第十六条第一項及び第二項の手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定める。

4| 独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政機関情報公開法第十六条第四項の規定に基づく政令の規定を参酌して独立行政法人等の定めるところにより、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

5| 第十一条第一項の規定により独立行政法人等が開示請求に係る

(手数料)

第十七条 開示請求をする者又は法人文書の開示を受ける者は、独立行政法人等の定めるところにより、それぞれ、開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。

2| 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、行政機関情報公開法第十六条第一項の手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定める。

3| 独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政機関情報公開法第十六条第三項の規定に基づく政令の規定を参酌して独立行政法人等の定めるところにより、第一項の手数料を減額し、又は免除することができる。

法人文書のうちの相当の部分につき開示決定等をした場合には、開示請求者は、独立行政法人等の定めるところにより、第九条第一項又は第二項の規定による当該開示決定等の通知があった日から三十日以内に、残りの法人文書についての開示実施手数料の見込額を予納しなければならない。

6 前項の見込額は、残りの法人文書の全部を開示とした場合の開示実施手数料の額の範囲内において、行政機関情報公開法第十六条第五項に規定する見込額を参酌して、独立行政法人等が定める。

7 第五項の規定により見込額を予納した者は、当該見込額が残りの法人文書について納付すべき開示実施手数料の額（次項において「要納付額」という。）に足りないときは、独立行政法人等の定めるところにより、その不足額を納めなければならない。

8 第五項の規定により予納した見込額が要納付額を超える場合には、その超える額について、独立行政法人等の定めるところにより、還付する。ただし、残りの法人文書についての開示決定に基づき法人文書の開示を受けることができることとなった者が第十五条第四項に規定する期間内に同条第三項の規定による申出をしない場合において、独立行政法人等が当該期間を経過した日から三十日以内に当該申出をすべき旨を催告したにもかかわらず、正当な理由がなくこれに応じないときは、この限りでない。

9 開示請求をする者又は法人文書の開示を受ける者は、独立行政法人等の定めるところにより、それぞれ、開示請求手数料又は開示実施手数料のほか、送付に要する費用を納付して、第九条第一項若しくは第二項の規定による通知に係る書面又は法人文書の写

しの送付を求めることができる。

- 10 独立行政法人等は、前各項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

第三章 異議申立て

(異議申立て及び情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第十八条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服がある者は、独立行政法人等に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による異議申立てをすることができる。

2 開示決定等について異議申立てがあつたときは、独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- 一 異議申立てが不適法であり、却下するとき。
- 二 決定で、異議申立てに係る開示決定等(開示請求に係る法人文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第二十条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該異議申立てに係る法人文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

3 前項の規定により諮問をした独立行政法人等は、当該諮問に係る異議申立てがあつた日から当該諮問をした日までの期間(行政不服審査法第四十八条において準用する同法第二十一条の規定により補正を命じた場合にあつては、当該補正に要した期間は、算入しない。以下この項において「諮問までの期間」という。)が

- 4 独立行政法人等は、前三項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

第三章 異議申立て等

(異議申立て及び情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第十八条 (同上)

2 (同上)

- 一 (同上)
- 二 決定で、異議申立てに係る開示決定等(開示請求に係る法人文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第二十条において同じ。)を取り消し又は変更し、当該異議申立てに係る法人文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

九十日を超えた場合には、第二十六条第一項の報告において、諮問までの期間及び諮問までの期間が九十日を超えた理由を記載しなければならぬ。

(訴訟の移送の特例)

第二十一条 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等の取消しを求める訴訟又は開示決定等に係る異議申立てに對する決定の取消しを求める訴訟(次項及び附則第二条において「情報公開訴訟」という。)が提起された場合においては、同法第十二条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の法人文書に係る開示決定等又はこれに係る異議申立てに對する決定に係る抗告訴訟(同法第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。次項において同じ。)が係属しているときは、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同法第十二条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

2| 前項の規定は、行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等又はこれに係る異議申立てに對する決定に係る抗告訴訟で情報公開訴訟以外のものが提起された場合について準用する。

(管轄及び移送の特例)

第二十一条 開示決定等又はこれに係る異議申立てに対する決定に係る抗告訴訟(行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。)(以下「情報公開訴訟」という。)は、同法第十二条第一項から第四項までに定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所(次項において「特定地方裁判所」という。)にも、提起することができる。

2 前項の規定により特定地方裁判所に情報公開訴訟が提起された場合又は行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に情報公開訴訟が提起された場合においては、同条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の法人文書に係る情報公開訴訟が係属しているときは、当該特定地方裁判所又は当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

(釈明処分の特例)

第二十二条 情報公開訴訟においては、裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため、必要があると認めるときは、被告に対し、当該情報公開訴訟に係る法人文書に記録されている情報の内容、第九条第

三項の規定により記載しなければならぬとされる事項その他の必要と認める事項を裁判所の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、及び提出するよう求める処分をすることができる。

(口頭弁論の期日外における法人文書の証拠調べ)

第二十三条 情報公開訴訟においては、裁判所は、事案の内容、審理の状況、前条に規定する資料の提出の有無、当該資料の記載内容その他の事情を考慮し、特に必要があると認めるときは、申立てにより、当事者の同意を得て、口頭弁論の期日外において、当事者を立ち会わせないで、当該情報公開訴訟に係る法人文書を目的とする文書（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百三十一条に規定する物件を含む。）の証拠調べ又は検証（以下この条において「弁論期日外証拠調べ」という。）をすることができる。

2| 前項の申立てがあつたときは、被告は、当該法人文書を裁判所に提出し、又は提示することにより国の重大な利益を害する場合を除き、同項の同意を拒むことができないものとする。

3| 裁判所が弁論期日外証拠調べをする旨の決定をしたときは、被告は、当該法人文書を裁判所に提出し、又は提示しなければならぬ。この場合においては、何人も、その提出され、又は提示された法人文書の開示を求めることができない。

4| 第一項の規定にかかわらず、裁判所は、相当と認めるときは、弁論期日外証拠調べの円滑な実施に必要な行為をさせるため、被告を弁論期日外証拠調べに立ち会わせることができる。

5 裁判所は、弁論期日外証拠調べが終わった後、必要があると認めるときは、被告に当該法人文書を再度提示させることができる。

第五章 情報提供

第二十四条 独立行政法人等は、政令で定めるところにより、その保有する次に掲げる情報であつて政令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録を適時に、国民に分かりやすい形で、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。

一 当該独立行政法人等の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報

二 当該独立行政法人等の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報

三 当該独立行政法人等の出資又は拠出に係る法人その他の政令で定める法人に関する基礎的な情報

2 独立行政法人等は、同一の法人文書について二以上の者から開示請求があり、その全ての開示請求に対して当該法人文書の全部を開示する旨の決定をした場合であつて、当該法人文書について更に他の者から開示請求があると見込まれるときは、当該法人文書を適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するように努めるものとする。

3 前二項の規定によるもののほか、独立行政法人等は、その諸活動についての国民の理解を深めるため、その保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

第四章 (同上)

第二十二條 独立行政法人等は、政令で定めるところにより、その保有する次に掲げる情報であつて政令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録を作成し、適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

2 前項の規定によるもののほか、独立行政法人等は、その諸活動についての国民の理解を深めるため、その保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

第六章 補則

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第二十五条 (略)

2 内閣総理大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。

(施行状況の報告等)

第二十六条 独立行政法人等は、この法律の施行の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要(第十八条第三項に規定する九十日を超えた場合における報告については、諮問ごとに、同項の規定により記載しなければならない)とされる事項を公表しなければならない。

(政令への委任)

第二十七条 (略)

第五章 (同上)

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第二十三条 (略)

2 総務大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。

(施行の状況の公表)

第二十四条 総務大臣は、独立行政法人等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(政令への委任)

第二十五条 (略)

改正案

公文書等の管理に関する法律による改正後

目次

目次

第一章～第三章（略）

第一章～第三章（略）

第四章 雑則（第六十五条―第六十八条）

第四章 雑則（第六十五条―第六十七条）

附則

附則

第二章 内閣府の設置並びに任務及び所掌事務

第二章（同上）

（所掌事務）

（所掌事務）

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

第四条（同上）

一～十八（略）

一～十八（略）

2 前項に定めるもののほか、内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、少子化及び高齢化の進展への対処、障害者の自立と社会参加の促進、交通安全の確保、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに自殺対策の推進に関する政策その他の内閣の重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、当該重要政策に関し行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

3（同上）

一〇二七七の三 (略)

二十八 栄典制度に関する企画及び立案並びに栄典の授与及び剝奪の審査並びに伝達に関する事。

二十九〇四十一 (略)

四十一の二 行政機関(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第二条第一項に規定するものをいう。)及び独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四十号)第二条第一項に規定するものをいう。)の保有する情報の公開に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事。

四十二〇六十二 (略)

第四章 雑則

(事務の分掌)

第六十八条 内閣総理大臣は、管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に、内閣府の所掌事務のうち、第四条第三項第四十一号の二に掲げる事務に関する調査並びに資料の収集及び整理に関する事務並びに次に掲げる案内所に関する事務を分掌させることができる。

一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第二十六条第二項の案内所

二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第二十五条第二項の案内所

一〇二七七の三 (略)

二十八 栄典制度に関する企画及び立案並びに栄典の授与及び剝奪の審査並びに伝達に関する事。

二十九〇四十一 (略)

四十二〇六十二 (略)

第四章 (同上)

改正案

公文書等の管理に関する法律による改正後

（管区行政評価局等）

（管区行政評価局等）

第二十五条 管区行政評価局及び沖繩行政評価事務所は、総務省の所掌事務のうち第四条第十六号から第二十二号までに掲げる事務並びに内閣府設置法第六十八条の規定により管区行政評価局及び沖繩行政評価事務所に属させられた事務を分掌する。

第二十五条 管区行政評価局及び沖繩行政評価事務所は、総務省の所掌事務のうち第四条第十六号から第二十二号までに掲げる事務を分掌する。

2 総務大臣は、前項に定める事務のほか、管区行政評価局及び沖繩行政評価事務所に、総務省の所掌事務のうち、第四条第九号から第十五号まで、第八十一号から第八十四号まで及び第八十六号に掲げる事務（同号に掲げる事務にあつては、統計技術の研究に

2 （同上）

関するものを除く。）に関する調査並びに資料の収集及び整理に関する事務並びに次に掲げる案内所に関する事務を分掌させることができる。

一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第二十二条第二項の案内所

二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四十号）第二十三条第二項の案内所

三・四 （略）

一・二 （略）

3 管区行政評価局及び沖繩行政評価事務所は、第一項に規定する管区行政評価局及び沖繩行政評価事務所に属させられた事務について、内閣総理大臣の指揮監督を受けるものとする。

4 5 6 （略）

3 4 5 （略）

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（保有個人情報の開示義務）

第十四条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一（略）

二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ・ロ（略）

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行

（保有個人情報の開示義務）

第十四条（同上）

一（略）

二（同上）

イ・ロ（略）

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行

政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(当該氏名を開示することにより当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれがある場合又は当該公務員等の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合)にあっては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分)

二 当該個人が行政機関に置かれた審議会その他の合議制の機関又は行政機関において開催された専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合において意見の表明又は説明を行った場合において、当該情報が当該意見表明又は説明に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該個人の氏名及び当該意見表明又は説明の内容に係る部分(当該個人の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合)にあっては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分)

三 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

三 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競

四 開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき十分な理由がある情報

五 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき十分な理由がある情報

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利を及ぼすおそれがあるもの

七 (略)

(部分開示)

第十五条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれているときは、開示請求者に対し、不開示情報に該当する部分を除いた部分につき開示しなければならぬ。ただし

争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

四 開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利を及ぼすおそれがあるもの

七 (略)

(部分開示)

第十五条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当

当該不開示情報に該当する部分を区分して除くことが困難であるときは、この限りでない。

2
(略)

該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2
(略)

改正案

現行

（保有個人情報の開示義務）

（保有個人情報の開示義務）

第十四条 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

第十四条 （同上）

一 （略）

一 （略）

二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

二 （同上）

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ （同上）

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ロ （同上）

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及

び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)
)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(当該氏名を開示することにより当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれがある場合又は当該公務員等の権利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合)にあつては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分)

二 当該個人が独立行政法人等において開催された専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合において意見の表明又は説明を行った場合において、当該情報が当該意見表明又は説明に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該個人の氏名及び当該意見表明又は説明の内容に係る部分(当該個人の権利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合)にあつては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分)

三 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)
)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)
)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

三 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)
)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

を除く。

四 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

五 (略)

(部分開示)

第十五条 独立行政法人等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれているときは、開示請求者に対し、不開示情報に該当する部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該不開示情報に該当する部分を区分して除くことが困難であるときは、この限りでない。

2 (略)

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
ロ 独立行政法人等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

四 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

五 (略)

(部分開示)

第十五条 独立行政法人等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 (略)

改正案

現行

（特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い）

第十六条 国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保

存されている特定歴史公文書等について前条第四項の目録の記載に
従い利用の請求があつた場合には、次に掲げる場合を除き、これを
利用させなければならない。

一 当該特定歴史公文書等が行政機関の長から移管されたものであつて、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

イ 行政機関情報公開法第五条第一号に掲げる情報

ロ 行政機関情報公開法第五条第二号又は第六号イ若しくはホに掲げる情報

ハ 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき十分な理由がある情報

ニ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき十分な理由がある情報

2 (略)

二五 (略)

（特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い）

第十六条 (同上)

一 (同上)

イ (同上)

ロ (同上)

ハ 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

ニ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

2 (略)

二五 (略)

3 国立公文書館等の長は、第一項第一号から第四号までに掲げる場合であっても、同項第一号イからニまで若しくは第二号イ若しくはロに掲げる情報又は同項第三号の制限若しくは同項第四号の条件に係る情報（以下この項において「利用制限情報」という。）が記録されている部分以外の部分があるときは、利用請求をした者に対し、当該部分を利用させなければならない。ただし、当該利用制限情報が記録されている部分を区分して除くことが困難であるときは、この限りでない。

（独立行政法人等情報公開法及び情報公開・個人情報保護審査会設置法の準用）

第二十二条（略）

2 独立行政法人等情報公開法第二十二条及び第二十三条の規定は、利用請求に対する処分又はこれに係る異議申立てに対する決定に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。）について準用する。この場合において、独立行政法人等情報公開法第二十二条中「情報公開訴訟において」とあるのは「利用請求訴訟（公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）第十六条第二項に規定する利用請求に対する処分又はこれに係る異議申立てに対する決定に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。）をいう。以下同じ。）において」と、「情報公開訴訟に係る法人文書に記録されている情報の内容、」第九条第三項の規定により記載しなければならないとされる事項」とあるのは「利用請求訴訟に係る特定歴史公文書等（公文書管理法第二条第七項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ

3 国立公文書館等の長は、第一項第一号から第四号までに掲げる場合であっても、同項第一号イからニまで若しくは第二号イ若しくはロに掲げる情報又は同項第三号の制限若しくは同項第四号の条件に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求をした者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

（独立行政法人等情報公開法及び情報公開・個人情報保護審査会設置法の準用）

第二十二条（略）

。に記録されている情報の内容」と、独立行政法人等情報公開法第二十三条第一項中「情報公開訴訟」とあるのは「利用請求訴訟」と、「前条」とあるのは「公文書管理法第二十二條第二項の規定により読み替えて準用する前条」と、同項から同条第三項まで及び同条第五項中「法人文書」とあるのは「特定歴史公文書等」と、同条第二項中「前項」とあるのは「公文書管理法第二十二條第二項の規定により読み替えて準用する前項」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「公文書管理法第二十二條第二項の規定により読み替えて準用する第一項」と読み替えるものとする。

改正案

現行

第十九条の二 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十八条第一項及び行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十二条の規定による院長の諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、会計検査院に、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会を置く。

②・③（略）

第十九条の五 第十九条の三第八項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十九条の二 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十八条及び行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十二条の規定による院長の諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、会計検査院に、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会を置く。

②・③（略）

第十九条の五 第十九条の三第八項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

改正案

現行

（国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示）
第十九条の十六（略）

（国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示）
第十九条の十六（略）

259（略）

259（略）

10 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求者に対し、第六項の規定により提出された少額領収書等の写し（同項ただし書に規定する同一の少額領収書等の写しが既に提出されている場合にあつては、当該少額領収書等の写し）（当該少額領収書等の写しに行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第五条に規定する不開示情報（以下この項及び第十三項において「不開示情報」という。）が記録されている場合にあつては、当該不開示情報が記録されている部分を除く。）を開示しなければならない。

10 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求者に対し、第六項の規定により提出された少額領収書等の写し（同項ただし書に規定する同一の少額領収書等の写しが既に提出されている場合にあつては、当該少額領収書等の写し）（当該少額領収書等の写しに行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第五条に規定する不開示情報が記録されている場合にあつては、当該不開示情報が記録されている部分を除く。）を開示しなければならない。

11 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、前項の規定により少額領収書等の写しの全部又は一部を開示するときは、第六項の規定により当該少額領収書等の写しの提出があつた日（第五項の規定による命令に係る少額領収書等の写しの全部について、第六項ただし書に規定する同一の少額領収書等の写しが既に提出されているときは、同項ただし書の通知があつた日）から十四日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）以内に、その旨を決定し、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に關し総務省令で定める事項を書面により通知しなければならない。

11 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、前項の規定により少額領収書等の写しの全部又は一部を開示するときは、第六項の規定により当該少額領収書等の写しの提出があつた日（第五項の規定による命令に係る少額領収書等の写しの全部について、第六項ただし書に規定する同一の少額領収書等の写しが既に提出されているときは、同項ただし書の通知があつた日）から三十日以内に、その旨を決定し、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に關し総務省令で定める事項を書面により通知しなければならない。

12 (略)

13 前二項の規定による通知（開示請求に係る少額領収書等の写しの全部を開示するときを除く。）には、当該決定の根拠となるこの法律の条項及び当該条項に該当すると判断した理由（当該少額領収書等の写しに不開示情報が記録されていることを当該決定の根拠とする場合にあっては、不開示情報が記録されている部分ごと）に当該決定の根拠となる行政機関の保有する情報の公開に関する法律の条項及び当該条項に該当すると判断した理由）をできる限り具体的に記載しなければならない。

14 (略)

15 開示請求者は、第十一項に規定する期間内に同項の決定（以下この条において「開示決定」という。）がされない場合であつて前項の規定による通知がないとき、又は同項に規定する延長後の期間内に開示決定がされない場合には、次項後段の規定による通知を受けた場合を除き、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会が開示請求に係る少額領収書等の写しについて第十二項の決定をされたものとみなすことができる。

16 開示請求に係る少額領収書等の写しが著しく大量であるため、第十一項に規定する期間に三十日を加えた期間内にその全てについて開示決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同項及び第十四項の規定にかかわらず、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求に係る少額領収書等の写しのうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定をし、残りの少額領収書等の写しについては第二十八項の規定による予納があつた後相当の期間内に開示決定をすれば足りる。この場合において、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、第

12 (略)

13 (略)

14 開示請求に係る少額領収書等の写しが著しく大量であるため、第六項の規定により少額領収書等の写しの提出があつた日から六十日以内にそのすべてについて第十一項の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前項の規定にかかわらず、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求に係る少額領収書等の写しのうちの相当の部分につき当該期間内に当該決定をし、残りの少額領収書等の写しについては相当の期間内に当該決定をすれば足りる。この場合において、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、第十一項に規定する期

十一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この項を適用する旨及びその理由
- 二 残りの少額領収書等の写しについて第二十八項の規定による予納があつた日から開示決定をする日までに要すると認められる期間

17 前項の規定により総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会が開示請求に係る少額領収書等の写しのうちの相当の部分につき開示決定をした場合における第十一項の規定の適用については、同項中「その旨及び」とあるのは、「その旨及び第二十八項に規定する見込額その他」とする。

18 開示請求者は、第十六項第二号の期間内に開示決定がされない場合には、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会が同項の残りの少額領収書等の写し（以下この条において単に「残りの少額領収書等の写し」という。）について第十二項の決定をしたものとみなすことができる。

19 (略)

20 開示決定に基づき少額領収書等の写しの開示を受けることができることとなつた者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、その求める開示の実施の方法その他の総務省令で定める事項を申し出なければならぬ。

21 前項の規定による申出は、第十一項の規定による通知があつた日から三十日以内になければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 本項を適用する旨及びその理由
- 二 残りの少額領収書等の写しについて開示決定をする期限

15 (略)

22 開示決定に基づき少額領収書等の写しの開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から三十日以内に限り、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

23 25 (略)

26 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十六条第一項各号に掲げる者が開示請求をするときは、実費の範囲内において、総務大臣に対する開示請求に係るものについては政令で定める額の開示請求に係る手数料(第三十一項において「開示請求手数料」という。)を納めなければならない。

27 少額領収書等の写しの開示を受ける者は、政令で定めるところにより、開示実施手数料(開示の実施に係る手数料であつて、その額につき、総務大臣に対する開示請求にあつては実費の範囲内において政令で、都道府県の選挙管理委員会に対する開示請求にあつては実費の範囲内において当該都道府県の条例で、それぞれ定めるものをいう。以下この条において同じ。)を納めなければならない。

28 第十六項の規定により総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会が開示請求に係る少額領収書等の写しのうち相当の部分につき開示決定をした場合には、開示請求者は、政令で定めるところにより、第十一項の規定による当該開示決定の通知があつた日から三十日以内に、見込額(残りの少額領収書等の写しの全部を開示するとした場合の開示実施手数料の額の範囲内で、総務大臣に対する開示請求にあつては政令で、都道府県の選挙管理委員会に対する開示請求にあつては当該都道府県の条例で、それぞれ定める

16 18 (略)

19 開示請求をする者又は少額領収書等の写しの開示を受ける者は、それぞれ、実費の範囲内において、総務大臣に対する開示請求に係るものについては政令で定める額の開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。

額をいう。次項及び第三十項において同じ。）を予納しなければならない。

29 前項の規定により見込額を予納した者は、当該見込額が残りの少額領収書等の写しについて納付すべき開示実施手数料の額（次項において「要納付額」という。）に足りないときは、政令で定めるところにより、その不足額を納めなければならない。

30 第二十八項の規定により予納した見込額が要納付額を超える場合には、その超える額について、政令で定めるところにより、還付する。ただし、残りの少額領収書等の写しについての開示決定に基づき少額領収書等の写しの開示を受けることができることとなつた者が第二十一項に規定する期間内に第二十項の規定による申出をしない場合において、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会が当該期間を経過した日から三十日以内に当該申出をすべき旨を催告したにもかかわらず、正当な理由がなくこれに応じないときは、この限りでない。

31 開示請求をする者又は少額領収書等の写しの開示を受ける者は、第十一項若しくは第十二項の規定による通知に係る書面又は少額領収書等の写しに係る写しの送付を求めることができる。この場合において、総務大臣に対して開示請求をする者又は少額領収書等の写しの開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、開示請求手数料又は開示実施手数料のほか、送付に要する費用を納めなければならない。

32 (略)

20 (略)

21 行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に第十一項若しくは第十二項の決定（以下この条において「開示決定等」という

33 開示決定若しくは第十二項の決定又はこれらに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。）（次項において「少額領収書等開示訴訟」という。）のうち国を被告とするものは、同法第十二条第一項から第四項までに定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所（次項において「特定地方裁判所」という。）にも、提起することができる。

34 前項の規定により特定地方裁判所に少額領収書等開示訴訟が提起された場合又は行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同

。の取消しを求める訴訟又は開示決定等に係る不服申立てに対する決定の取消しを求める訴訟（次項において「少額領収書等開示訴訟」という。）が提起された場合においては、同法第十二条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の少額領収書等の写しに係る開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する決定に係る抗告訴訟（同法第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。次項において同じ。）が係属しているときは、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同法第十二条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

22 前項の規定は、行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する決定に係る抗告訴訟で少額領収書等開示訴訟以外のものが提起された場合について準用する。

項に規定する特定管轄裁判所に少額領収書等開示訴訟が提起された場合においては、同条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の少額領収書等の写しに係る少額領収書等開示訴訟が係属しているときは、当該特定地方裁判所又は当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

(収支報告書等に係る情報の公開)

第二十条の三 第十二条第一項若しくは第十七条第一項の規定による報告書又はこれに添付し、若しくは併せて提出すべき書面（以下この条において「収支報告書等」という。）で第二十条第一項の規定により当該報告書の要旨が公表される前のものである行政機関の保有する情報の公開に関する法律第三条の規定による開示の請求があつた場合においては、当該要旨が公表される日前は同法第九条第一項の決定を行わない。

2 前項に規定する開示の請求があつた場合における行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定の適用については、同法第十條第一項中「開示請求があつた日」とあるのは、「政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第二十条第一項の規定により要旨が公表された日」と、同条第二項中「前項」とあるのは「政治資金規正法第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「政治資金規正法第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一項」と

(収支報告書等に係る情報の公開)

第二十条の三 (同上)

2 前項に規定する開示の請求があつた場合における行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定の適用については、同法第十條第一項中「開示請求があつた日から三十日以内」とあるのは「政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第二十条第一項の規定により要旨が公表された日から同日後三十日を経過する日までの間」と、同法第十一条中「開示請求があつた日から六十日以内」とあるのは「政治資金規正法第二十条第一項の規定により要旨が公表された日から同日後六十日を経過する日までの間」と

「同法第十一条第一項中「前条第一項」とあるのは「政治資金規
正法第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第一項
」とする。
3 都道府県は、第一項の規定の例により、収支報告書等に係る情
報の開示を行うものとする。

「とする。
3
(同上)

改正案

現行

（報告書等に係る情報の公開）

第三十二条の二 定期報告文書若しくは解散等報告文書又はこれら

に併せて提出すべき書面若しくは文書で第三十一条の規定により
当該定期報告文書又は解散等報告文書の要旨が公表される前のも
のに係る行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一
年法律第四十二号）第三条の規定による開示の請求があつた場合
においては、当該要旨が公表される日前は同法第九条第一項の決
定を行わない。

第三十二条の二（同上）

（報告書等に係る情報の公開）

2 前項に規定する開示の請求があつた場合における行政機関の保
有する情報の公開に関する法律の規定の適用については、同法第
十条第一項中「開示請求があつた日」とあるのは「政党助成法（
平成六年法律第五号）第三十一条の規定により要旨が公表された
日」と、同条第二項中「前項」とあるのは「政党助成法第三十二
条の二第二項の規定により読み替えられた前項」と、同条第三項
中「第一項に」とあるのは「政党助成法第三十二条の二第二項の
規定により読み替えられた第一項に」と、同法第十一条第一項中
「前条第一項」とあるのは「政党助成法第三十二条の二第二項の
規定により読み替えられた前条第一項」とする。

2 前項に規定する開示の請求があつた場合における行政機関の保
有する情報の公開に関する法律の規定の適用については、同法第
十条第一項中「開示請求があつた日」とあるのは「政党助成法（
平成六年法律第五号）第三十一条の規定により要旨が公表された
日」と、同条第二項中「前項」とあるのは「政党助成法第三十二
条の二第二項の規定により読み替えられた前項」と、同条第三項
中「第一項に」とあるのは「政党助成法第三十二条の二第二項の
規定により読み替えられた第一項に」と、同法第十一条第一項中
「前条第一項」とあるのは「政党助成法第三十二条の二第二項の
規定により読み替えられた前条第一項」とする。

3 都道府県は、第一項の規定の例により、都道府県提出文書に係
る情報の開示を行うものとする。

3（同上）

2 前項に規定する開示の請求があつた場合における行政機関の保
有する情報の公開に関する法律の規定の適用については、同法第
十条第一項中「開示請求があつた日から三十日以内」とあるのは
「政党助成法（平成六年法律第五号）第三十一条の規定により要
旨が公表された日から同日後三十日を経過する日までの間」と、
同法第十一条中「開示請求があつた日から六十日以内」とあるの
は「政党助成法第三十一条の規定により要旨が公表された日から
同日後六十日を経過する日までの間」とする。

改正案

現行

<p>（文書提出命令等） 第二百二十三条 裁判所は、文書提出命令の申立てを理由があると認めるときは、決定で、文書の所持者に対し、その提出を命ずる。この場合において、文書に取り調べる必要がないと認める部分又は提出の義務があると認めることができない部分があるときは、その部分を除いて、提出を命ずることができる。</p>	<p>（文書提出命令等） 第二百二十三条 （同上）</p>
<p>2 裁判所は、第三者に対して文書の提出を命じようとする場合には、その第三者を審尋しなければならない。</p>	<p>2 （同上）</p>
<p>3 裁判所は、公務員の職務上の秘密に関する文書について第二百二十条第四号に掲げる場合であることを文書の提出義務の原因とする文書提出命令の申立てがあつた場合には、その申立てに理由がないことが明らかなきを除き、当該文書が同号口に掲げる文書に該当するかどうかについて、当該監督官庁（衆議院又は参議院の議員の職務上の秘密に関する文書についてはその院、内閣総理大臣その他の国務大臣の職務上の秘密に関する文書については内閣。以下この条において同じ。）の意見を聴かなければならない。この場合において、当該監督官庁は、当該文書が同号口に掲げる文書に該当する旨の意見を述べるときは、その理由を示さなければならぬ。</p>	<p>3 （同上）</p>
<p>4 前項の場合において、当該監督官庁が当該文書の提出により次に掲げるおそれがあることを理由として当該文書が第二百二十条第四号口に掲げる文書に該当する旨の意見を述べたときは、裁判</p>	<p>4 前項の場合において、当該監督官庁が当該文書の提出により次に掲げるおそれがあることを理由として当該文書が第二百二十条第四号口に掲げる文書に該当する旨の意見を述べたときは、裁判</p>

所は、その意見について十分な理由があると認めるとに足りない場合に限り、文書の所持者に対し、その提出を命ずることができる。

- 一 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれ
- 二 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

5
5
7
(略)

所は、その意見について相当の理由があると認めるとに足りない場合に限り、文書の所持者に対し、その提出を命ずることができる。

- 一 (同上)
- 二 (同上)

5
5
7
(略)

改正案

現行

<p>（設置）</p> <p>第二条 次に掲げる法律の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、内閣府に、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）<u>第十八条</u>第一項</p> <p>二～四 （略）</p> <p>（定義）</p> <p>第八条 この章において「諮問庁」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律<u>第十八条</u>第一項の規定により審査会に諮問をした行政機関の長</p> <p>二～四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（設置）</p> <p>第二条 （同上）</p> <p>一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）<u>第十八条</u></p> <p>二～四 （略）</p> <p>（定義）</p> <p>第八条 （同上）</p> <p>一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律<u>第十八条</u>の規定により審査会に諮問をした行政機関の長</p> <p>二～四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>
--	---